

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成24年3月13日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 平成24年3月13日（火曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

- | | |
|-----------------|------------|
| 1 第67号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 2 第23号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 3 第24号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 4 第25号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 5 第26号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 6 第27号議案～第31号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 7 第32号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 8 第33号議案～第56号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（15名）

| | | | | | | | |
|-----|------|-------|-------|------|------|---|---|
| 委員長 | 滝川健司 | 副委員長 | 加藤芳夫 | | | | |
| 委員 | 下江洋行 | 前崎みち子 | 山田たつや | 中西宏彰 | 中根正光 | | |
| | 鈴木達雄 | 長田共永 | 鈴木司郎 | 鈴木眞澄 | 丸山隆弘 | 森 | 孝 |
| | 菊地勝昭 | 荒川修吉 | | | | | |
| 議長 | 夏目勝吾 | | | | | | |

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 西尾泰昭 書記 伊田成行 伊藤千加

開会 午前9時00分

○滝川健司委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、3月7日の本会議において本委員会に付託されました第67号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第8号）、第23号議案 平成24年度新城市一般会計予算から第56号議案 平成24年度新城市工業用水道事業会計予算までの35議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようにお願いします。

第67号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第67号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第67号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案 平成24年度新城市一般会計予算を議題とします。

これより、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 歳出2款1項1目一般管理費、作手総合施設整備事業、57ページでございます。

作手高里地区における施設整備基本設計委託ですが、基本構想、整備計画はどのようなものでしょうか。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 それではお答えします。

作手総合支所庁舎は、建築後39年を経過しており老朽化しておりまして、耐震診断の結果も0.22と相当低い状況にあります。昨年の3月11日で罹災した東日本大震災で見受けられましたように、罹災後の初動対応、復旧対応において、行政拠点が正常に機能しないことは、行政経営の観点からも致命的な問題であります。耐震補強で修繕の考え方もありますが、早ければ平成25年度には自治振興事務所の設置も予定しており、今後、長期に継続して使用していくには、改築していくことが必要であると考えております。

また、作手地区には、合併前に村制100周年記念事業の一環で山村交流施設の構想があり、その建設資金を新市に引き継いでおります。

さらに、昨年9月と11月に、地元から作手地区の小学校の再配置の問題につきまして、高里地域に新設小学校建設の要望が出されています。そこで、庁内において自治振興事務所、山村交流施設及び新設小学校の建設につきまして、複合施設も含め検討をしております。基本的な考え方として、新城市総合計画や新城市都市計画マスタープランにおいて、作手地区は作手総合支所周辺地域を地域中心核として位置付け、生活拠点として社会基盤整備充実を図ることを予定しております。このことから、庁舎をはじめ公共施設は、できるだけ分散せず集積することにより、施設利用の相乗効果と土地の高度利用を図ってまいりたいと考えています。

そこで、平成24年度は市民検討委員会を立

ち上げ、庁内で検討いたしました結果案も含めまして、市民とともによりよい事務所づくりを検討します。その際、設計のプロにも加わっていただき、助言をいただきながら計画づくりを予定しております。そして、平成25年度には事務所及び山村交流施設の詳細設計を行い、平成26年度の建設を目指しております。

以上です。

○滝川健司委員長 長田委員。

○長田共永委員 作手の支所近くには、やはり開発センター、作手の歴史資料館、そして消防施設等が集積しております。また、図書館の計画もあると聞いておりますが、それらを踏まえて、すべて総合的に判断して計画していくと理解してもよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 お見込みのとおりです。

○滝川健司委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、2款2項2目賦課徴収費、コンビニ収納事業、77ページです。

1点目ですが、このコンビニ収納事業において、収納率、市民サービス面など、その効果をどう予想するか伺います。

2点目、収納経費、その他、考慮すべき課題を伺います。

以上です。

○滝川健司委員長 川合税務課参事。

○川合藤夫税務課参事 それでは1点目でございますが、近年市民の勤務形態、家族構成、生活習慣の多様化に対応した市税等の収納方法の充実が求められておまして、それらを解決することができる一つの重要な手段がコンビニ収納であると考えます。このコンビニ収納は、全国的にも導入する自治体が増加しておまして、市役所や金融機関の窓口での納付可能時間以外、つまり24時間納付が可能であるということ、また納付場所の増加もあ

りまして、納税者の利便性の向上が図られると考えます。また、全国のコンビニでの納付が可能となるため、時間的な制約から金融機関等に納めに行くことができない市内外の納税者に対しまして、待ち時間が少なく、スピーディーに納付ができることなど、納期内収納率の向上が期待できるものと考えます。

2番目でございますが、平成24年度の事業経費といたしましては、各種システムの改修や帳票等の様式変更にかかる委託料を計上しております。具体的には、バーコードの入った納付書を作成すると同時に、基幹系システムのコンビニ収納対応への改修を行います。考慮すべき点ではありますが、収納手数料が口座振替に比べまして費用が割高になる面もありますが、納税者の利便性向上や納期内収納率の向上ということでカバーしたいと考えております。また、郵貯銀行以外での現金納付と比べますと、領収日から公金日に至る日数が長いと、窓口や電話などの収納状況に関する対応や納税証明書などの発行、及び督促状の発行などに一層の注意を払ってまいります。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 具体的な話なんですけれども、対応できるコンビニというのはもうほとんどのコンビニが対応できるのか、それからこの地方の出店しているコンビニはすべて対応できるのか伺います。

○滝川健司委員長 川合税務課参事。

○川合藤夫税務課参事 全国のすべてのコンビニに対応できます。市内も21カ所ほどございますが、対応可能でございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 2点目ですが、市民の方がコンビニで払って、その納めましたという時間的な確認に少し手間取るようなお話でしたけれど、その辺、確かに払いましたというような確認というのは、どの時点ではっきりわ

かるんですか。

○滝川健司委員長 川合税務課参事。

○川合藤夫税務課参事 領収してから約2週間ほど、公金日ということでかかりますけれど、その前に速報ということで、確認は2、3日ぐらいで速報は確認できますので、もし納税証明書を発行ということであれば、領収書を持ってきていただければ、確認しての発行というような形も可能であると考えます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出2款1項1目一般管理費、安全安心事業、乗車券類販売事業、55ページです。

(1) 施設管理委託の業務内容は。

(2) なぜ3年間という期間の委託を考えたのか。

以上、2点です。

○滝川健司委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 それでは、1点目からお答えいたします。乗車券類の販売業務内容ということで理解させていただいてお答えいたします。4月1日より飯田線東新町駅、本長篠駅の両駅から駅員を撤退させるというJRの一方的な経営方針に対しまして、利用者の利便性と安心感の維持を図ることを目的に、乗車券類の販売を行う窓口業務をJR東海から新城市が簡易委託を受けて引き継いでいくものでございます。両駅の窓口で乗車券の販売業務に当たっていただく方は、すべてJR東海のOBの方々でございまして、現在も両駅で窓口業務に当たられている方を含めて、総勢7名で当たっていただくことになります。また、7名の方の身分ですが、新城市の臨時職員という扱いになるかと思えます。そして、窓口の営業時間でございますが、現状維持を考えており調整しております。普通乗車券、定期券をはじめ13種類の乗車券の発売と案内などの業務を行う予定でございます。

それから、2点目の3年間という委託の期間でございますが、先ほどの答えと一部かぶると思いますが、新城市は今までもこのJR東海に対しまして、新城駅の跨線橋などの利用者の利便性の向上について要求し、訴えてきた経過がございます。今回もJR東海の経営方針とはいえ、一方的な利便性の低下については、何らかの措置をとらざるを得ないという観点から行うものでございまして、既に無人化になっている多くの駅がある中での事業実施でございますので、期間を置いて検証する必要があるのではないかと考え、とりあえず3年間をめどとし、その間にモニター調査などを行い、継続するのか、あるいは撤退するのかの判断を行っていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 切符販売員の方が13種類の切符を販売されるということなのですが、乗車券、定期券、その他、13種類というのかな種類が多いのかなと思うのですが、ほかにどういう種類があるのかをもう少し具体的にお答えください。

○滝川健司委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 この乗車券ですが、今申しました普通乗車券、それから普通回数乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、座席指定券、名古屋往復切符、ジパング倶楽部会員に対する割引乗車券類、特別企画乗車券「青空フリーパス」、特別企画乗車券「休日乗り放題きっぷ」、入場券、定期乗車券、最後に団体乗車券というものでございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 今ご説明いただいた切符類というのは、今まで販売していた切符と同じという理解でよろしいですか。

○滝川健司委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 そのとおりでございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 この691万円の総額の中の賃金、それから需用費、委託料と分かれておるんですが、この委託料の63万円の内容についてはお答えいただけますか。

○滝川健司委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 この委託料の60万円余は、夜間駅舎が無人になるものですから、警備保障に両駅を委託する金額でございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、もう一つは簡易委託駅で、既に湯谷温泉も簡易委託駅として切符販売員を置いているということなんですけど、本長篠と東新町とを一般会計から、それと予算の出どころについてなんですけど違うんですけれども、その辺の意味合い、位置付けの違いというのをどう理解したらいいのかお答えください。

○滝川健司委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 今回の東新町、それから本長篠両駅を新城市がJR東海より委託を受けて乗車券を発売することに関しまして、当初、先ほども申し上げましたとおり、湯谷温泉駅をはじめとして既に無人化となっている市内各駅と、それらの公平性の観点から憂慮したところであります。特に、湯谷温泉は、地元の発展会、それから観光協会が共同出資して駅員の簡易委託を行っているということございまして、これは今後、また調整しなければならぬと考えております。したがって、この3年というのもめどにして調査をしながら、それから発展会、観光協会とも調整をしながら4年目以降をどうしていくのかということを考えていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、次の質問に行きます。

歳出2款1項1目一般管理費、庁舎等建設基金積立事業、55ページですが、(1)基金積立事業は、年度ごとに3億円を積み立てをする計画でありますけど、当初予算で全額を積

み立てしない理由について伺います。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査室参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 それでは、お答えさせていただきます。

庁舎建設基金につきましては、丸山議員からの3月補正予算質疑で答弁させていただきましたとおり、現時点では平成22年9月に新庁舎建設プロジェクトチームで作成しました新城市新庁舎検討報告書での資金計画を下回らないように積み立てを行っているところでございますが、その報告書の庁舎建設基金積立予定としまして、平成21年度から毎年3億円の積み立てを記載しており、平成24年度以降、平成27年度まで積み立てを継続した場合の計画となっております。

ご質問の平成24年度予算案の庁舎等建設基金積み立ての関係でございますが、平成24年度の庁舎建設事業費のうち、報告書で基金として積み立てる計画である3億円までは基金として積み立てるのではなく、一般財源で直接充て、3億円を超えた部分は庁舎建設基金を取り崩し、充当するという考え方で整理をしており、今回基金積み立てとして計上させていただいております556万9,000円は基金運用利子分のみの積み立てでございます。つまり、基金として一度3億円を積み立てておいて、庁舎建設事業費への充当として基金繰入金を見込むか、積み立てずに一般財源として庁舎建設事業費に直接充てるかの違いでございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、基金運用利子の今回の556万9,000円という理解はできましたが、庁舎建設基金ということで積み立てる目的、昨年23年度の予算委員会でも丸山委員から質疑が出たことと重複するかもしれませんが、市の目的がもうはっきりしておりまして、市の方針としては27年度中に建設完成という終了年度まで明示をしているわけです。新年度予算、24年度予算は新年度におけます市の

各事業の一覧表の記載でもありますし、政策の意思表示、こういうものであると理解しております。そう考えると、やはり当初予算で3億円の計上をはっきりと示すというのが本来であるし、非常にわかりやすい明確な意思表示だと思いますけれども、改めてその点についてお伺いします。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査室参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 平成22年の報告書でございますが、これは事業の大枠をつかむための資料として他市事例等を研究して作成したものでありますが、その時点での資金計画として他の事業に影響を与えない範囲として、一応3億円という金額を提示しております。ですので、毎年度積み立てるか、一般会計で充てるか、直接充てるかの違いでございまして、毎年度3億円ということでございます。それで、今年度につきましては、本格的な庁舎建設事業費の支出が始まってまいりますので、基本的には当該年度の歳出は当該年度の一般財源で充て、不足分は基金で充てるという考えの取扱によるものでございますので、先ほども申し上げましたように、積み立てないということではなくて、直接事業費に充てるという考え方で整理させてもらっているものでございます。

以上です。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、次の質問に入ります。

同じく歳出2款1項1目ですが、一般管理費、庁舎建設事業、57ページです。

(1) 用地購入費と補償費が計上されておりますが、買収計画予定地全体を網羅する予算と考えてよろしいでしょうか。

(2) 用地購入費、補償費の算定の根拠について伺います。

以上、2点です。

○滝川健司委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 それでは、1点

目の買収計画予定地全体を網羅する予算と考えてよいかということですが、平成24年度当初予算の用地購入費及び補償費は、新庁舎建設地として予定しております現敷地及び市民体育館南側のうち、市民体育館南側の民間所有の土地購入にかかる費用及び家屋等の物件補償費のそれぞれ、おおむね2分の1を計上しております。このため、買収計画予定地全体を網羅するものではなく、予定地のおおむね2分の1を取得するためのものであるとお考えいただきたいと思います。

新庁舎建設地は、現敷地及び市民体育館南側としておりますが、最終的には地権者、居住者との合意の中で、今月中に確定する予定でありますので、このため建設地決定後に本年度実施済み、あるいは実施中の不動産鑑定、用地測量、建物等物件調査の結果を踏まえ、建設地全体の用地購入費及び補償費を年度割を含め確定させていただくこととなります。

続いて、2点目の用地購入費、補償費の算定の根拠はという問いですが、用地購入費の算定につきましては、新たに取得しようとしている市民体育館南側の民有地について、近傍の取引事例を参考に、取得予定地全体の公簿面積を乗じて得た額のおおむね2分の1を概算予算額として計上しております。本年度に実施しました不動産鑑定によりまして、現在対象となる土地一筆ごとに土地価格の比準作業を行っているところであります。また、実施済みの用地測量調査により、各筆の実測面積が明らかになりますので、それらの結果をもとに最終的な建設地の用地購入費の総額が確定することになります。

また、補償費の算定につきましては、過去の公共事業での物件補償事例を参考に、取得予定地におけるすべての建物等の物件の補償見込み額のおおむね2分の1の額を概算予算額として計上しております。補償費の算定ですけれども、本議会の一般会計補正第7号で繰越明許をお認めいただきました建物等物件

調査の結果を待ちまして再積算を行うということになります。

以上です。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

次に4番目の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 では、お願いします。

歳出2款1項11目地域振興費、地域活性化推進事業、69ページ、めざせ明日のまちづくり事業について。

1点目、予算執行率40%が続いているが、本予算計上の根拠は。

地域審議会が解散したが、申請審査はどのようにされるのか伺います。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 それでは、お答えします。

めざせ明日のまちづくり事業は、平成18年度より市民主体のまちづくりを支援する制度としてスタートいたしました。本事業は、年度当初に応募を行い、審査、決定をされることから、予算計上の根拠は過去の実績と制度の趣旨に基づくほかはありません。ご質問のように執行率が数年間、約4割にとどまっておりますが、制度導入時は本予算計上額を上回る実績がありました。また、地域担当職員によりまず地域計画も現在11地区で計画づくりが進んでおりまして、こうした動きも申請件数の増につながるものと考えております。したがって、この実績と地域自治確立のための有望、優良なまちづくり活動を支援する趣旨を踏まえた本予算を計上いたしました。

2点目でございますが、地域審議会終了後の申請審査の件でございますが、新たに新城市めざせ明日のまちづくり事業審査委員会設置要綱を定めまして、新しい委員の方々によりまして申請の審査をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 1点目について再質疑します。最初は上回る実績があったということがあるわけですが、18年度から6年の間に40%という執行率がこのところはずっと続いているわけですが、この辺の要因をやはりしっかりと考えなければ、これから地域自治区も始まる中での活動交付金なんかにもつながる市民活動ですので、その辺の要因はどのように分析されてますでしょうか。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 予算自体は、その市民の団体の方のまちづくり活動を支援するというので、受け入れるために用意していく予算でございますので、実際に何件来るからこの1,000万円を現在計上しておるといような状況ではございません。平成18年度に実績額として1,138万6,000円という実績がございますので、大変そうした活動が活発になれば40%ということもなく増えてくるのではないかと考えております。また、いっとき少なくなったときもあります。そのときは例えば補助率を下げるとか、そうしたときはいっとき実績額が少なくなったときもございますが、現在は今までどおりの形で予算を計上させていただいて、市民の方々の活動の申請を待たせていただきたいと思いますと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 40%というのは、予算がもう本当に6割は使われていないというのが何年か続いているということで、活動が活発になればという、ちょっと他力本願的な意味合いの言葉に感じるんですが、この事業を市民に知らせるということについて、昨年までの事業の執行をしていく方法として、何か改めてここで考えているような方法はありますでしょうか。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 先日、日曜日に成果報告会をさせていただきましたが、その際に今までと同じようにティーズの中継も入ってい

ただきましてPRに努めていくということ、それから新年度におきまして地域の行政区の区長さんの会合では、こうした補助金があるということを周知を図っていきたいと考えております。今のところ新たに、こうした補助金があるという新たな方法でのPRは考えておりませんが、できる限り広報等も通じましてPRをしていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 先ほど地域計画が11あって、地域担当制の存在もかなり市民活動が細かな地域のところに行き届くようにするためには必要となると思いますが、市長が予算大綱のところ、今年の市民活動の活発、活性化においては市民活動の芽を育てるという言葉がありましたけれど、その点におきましても、地域担当職員の動きというのはこの事業にかなりかかわってくると思うのですが、その辺につきまして、今年度どのような考えがあるかお伺いします。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 先ほど申し上げましたように、11地区で今計画づくりがされております。その計画づくりにつきまして、平成24年度にすぐに実施されるかどうかというのは、それぞれの団体のご都合でございますので、そこまで現在把握させていただいておりませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 この地域担当制の職員の方ですが、この地域計画のかかわりのところにつきましては、地域担当制の職員の方の動きに期待しまして、次の2点目の質問に入ります。

先ほど審査委員を新たにということがありましたけれど、この辺の審査委員は特にどういう方をということを決めてありますでしょうか。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 学識経験者といまして、地域連携の大学の連携事業の一つとして、現在愛知大学の地域政策学部の先生をお1人とそれぞれ3地区、地域審議会での審査を経験されていらっしゃる方々それぞれ1名ずつで3人、それから企画部長の全部で5人の委員で審査委員として活動していこうと考えております。

○滝川健司委員長 次、お願いします。

○前崎みち子委員 続けてお伺いします。

2款1項11目の地域振興費、市民活動サポート事業、71ページ、NPO・ボランティア育成事業について。

育成するためにどのような支援がされているのかお伺いします。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 NPO・ボランティア育成事業は、市民の活動に対するソフト面でのサポート、育成につながる事業をまちづくり活動を手がけるNPOへの委託により実施しております。事業内容は、NPOの難しい手続きや運営、経理等の相談、めざせ明日のまちづくり事業、コミュニティー助成などの公的補助やその他の補助金メニューなどの専門的な相談、日ごろの活動において生じた困りごと相談など、市民活動のさまざまな問題に対応する相談業務や、これからの市民活動への参考としていただくための勉強会として市民活動講座、市民活動団体の情報交換、共有、交流のための市民活動交流会等の実施によりまして、市民活動団体を支援してまいりたいと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今、お答えいただいた中に、めざせ明日のまちづくり事業で相談等してみるとということだったんですけど、その辺につきましてもう少しちょっと、どういうめざせ明日まちの事業との関連を連携しているのかお伺いいたします。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 具体的な資料を現在お持ちしておりませんので、具体的にはちょっと申し上げられませんが、めざせ明日のまちづくりは公有補助事業ですので、もし団体活動をして、新たにこういったものを取り扱いたいというか、そういったご相談があった場合にはこの補助制度を利用するといいいですということで、補助の内容につきましてご説明をさせていただいておるといものでございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 ということは、めざせ明日まちの事業の申請期間とかいろいろありますが、そういうのは関係なく、ここはずっと明日まちに関する事業の相談等も受けているということでしょうか。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 申請期間に間に合わない場合は、来年度になるとこういうのが受けられますという回答をさせていただいていると考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 最初の私の質疑の中に、ボランティア育成の支援というのがなかったんですが、その辺につきましてお願いいたします。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 平成23年度から社会福祉協議会の担当の方も市民活動サポートセンターと一緒にしまして、その連携を深めておりまして、いろいろな情報交換等を図っております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 社協にありますボランティアセンターとの連携で、具体的に活動を23年度からですので、実際どのような連携方法をとってますでしょうか。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 毎月行っておりますサポートセンターの運営委員会で情報交換です

とか、本市の市民活動サポート事業へ協力をお願いしているということでございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

次に5番目の質疑者、菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 それではお聞きします。

歳出2款1項1目一般管理費で、先ほど下江議員さんから同じような内容のことで質問されまして、おおよそ理解したところがあるんですが、施設管理費の委託先として勤務体制なんかについて7名で、夜間の管理については警備会社をお願いするというような説明だったと思いますが、これはJRの施設ですので、本来なら新城市がそこまで受けてやるのなら、JRからも施設の管理に対して何かのものが出されてもいいではないかと、そこら辺のことは話はしてなかったんですか。

○滝川健司委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 駅舎の警備に対する管理をJRがということでございますでしょうか。

○滝川健司委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 駅舎を夜間まで管理するというので、切符の販売業務だけでなくそこまでやるならば、それに対する対価のようなものがJRから支払われても普通ではないかということをちょっと思ったものですから、そのことをお聞きしました。

○滝川健司委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 この切符の販売に当たりまして窓口の一角を借りるということでございます。それで販売いたしますと、その販売に対する、乗車券によって違うんですが、手数料が市へ入ってきます。それらを警備にも充てるということと、それから今のところ、最初予算を立てるときには、今現在も警備をやっているということで私どもは予算を立てたんですが、調整をしている中で貴重品等を駅舎に置いておくこともないものだから、大事なものはマルスという発券機が大事なんです

けれども、新城さん、六十数万も出して警備を当てなくてもという話も最近JRからまたあったものですから、この辺をまた最終の詰めをしていきたいとは思っておりますけれども、そんなふうでございます。

○滝川健司委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 それでは、2問目の乗車券の販売方法についてということで、乗車券については先ほど13種類ですか、それを今までの業務のように販売していくということであって、今のちょっと後でこれは答えていただくと思いましたが。今ちょっと答えもあったんですが、販売すればそれに対する手数料はJRから払われるということだったんですが、13種類がその駅舎の中だけの販売でなければいけないのか、ある程度は駅舎の外というか、市役所で使うようなJRの切符はそこから全部購入するようなこともできるのか、そのようなことはどうでしょうか。

○滝川健司委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 切符の販売はすべて今の駅舎の窓口で販売ということを考えておまして、そのほかでの販売は考えておりません。

○滝川健司委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 じゃあ、市役所が必要とするようなJRの切符はそこに行って買えば、それだけ手数料ですか、市に入る分だけが還元されるということで安く手に入るということですよ。

○滝川健司委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 市役所でも一般の方と同じように窓口での購入となりますので、なるべく利用すれば、それだけ市に入るということは間違いなく思っています。

○滝川健司委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 市役所でもできるだけ利用して値打ちな切符をという考えだと思いますが、本当にこれは財政を少しでも豊かにするためには、こういう細かいことでも真剣に考

えて、少しでも販売金額を増やして、手数料がたくさん入るようにしていくことが大事だと思いますので、今後ともそういう面で努力していただきたいと思います。

以上です。

○滝川健司委員長 次の質問をお願いします。菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 歳出2款1項1目一般管理費、新庁舎完成イメージ動画作成業務委託料というのがありますが、これはなぜ動画にしたのかという辺をお聞きます。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査室参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 お答えします。

動画作成第一の目的でございますが、これは市民の皆様によりわかりやすい資料をご提供することでございます。平成24年度の計画といたしまして、基本設計案の段階でご意見をいただきたいと考えておりますが、一般的なパブコメのように設計当初の案を閲覧していただき、ご意見をいただくという方法を考えてみたときに、基本設計案は主に配置図、平面図、立面図などの図面の説明となりますので、なかなかイメージとしてつかみにくいのではないかと懸念があります。そこで、基本設計案を閲覧だけではなく、説明会を開催させていただき、一定の期間をもってご意見をいただきたいと考えておりますが、昨年10月4日に開催させていただきました新庁舎を考えるシンポジウムのアンケート、また他市の庁舎計画のパブコメなどを見ましても、建築の専門的な話は難しいというご意見があります。例えば平面的な図面をスライドで投写して説明した場合、実際に来庁されたときの位置関係やスケール感を立体的に想像するのは簡単なことではございません。そこで、平面的な理解ではなく、立体的なイメージを浮かべながら説明を聞いていただくことで、理解を深めていただくことにつながり、幅広い意見がいただけるのではないかと考えました。

予定しております動画は、3DCGという三次元のコンピューターグラフィックでして、平面的な図面を立体的に見えるように加工し、さらに動画にできることから庁舎の設計案を立体的に、また鳥瞰、ウォークスルー、これらは庁舎外観を少し斜めから見たイメージとか、歩いて庁舎に入って行くイメージを視覚的に疑似体験していただけるものですが、平面的な図面とあわせて説明させていただくことで、より具体的な設計案をイメージしていただけると考えまして計画したものでございます。

○滝川健司委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 このイメージ動画ですか、作成は、委託先はどこに委託するのでしょうか。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査室参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 動画のベースとなる図面は山下設計がつくるものですから、山下設計に随意契約でお願いしようと考えております。

○滝川健司委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 どうもありがとうございます。

○滝川健司委員長 菊地勝昭委員の質疑が終わりました。

次に6番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 歳出2款1項1目一般管理費、作手総合施設整備事業、57ページです。

先ほどの長田委員で大体のところはわかりましたけれど、一つお伺いしたいと思います。合併前に山村文化施設を確か1,700万円をかけて設計された経緯があると思いますが、それも今後の市民検討委員会で生かされていくのでしょうか。よろしくお願いたします。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 合併の経緯からいたしまして、山村交流施設につきましては、構想そのものを引き継いだというような今状況にはなっておりません。ただ、山村交流施設の

建設基金についてのみ引き継いだという形になっております。ただ、新市になりまして山村交流施設という、どちらかというところのホールのようなものなんですけれども、そうしたものをそのまま今回検討していくのではなく、できれば多目的に使えるような形の大きなホールというか、会議室というか、いろんな形で使えるようなものの形でできれば進みたいなど私どもは思っておりますが、今後、市民の方々と一緒に考えさせていただきたいと考えております。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 そのように進めていただければありがたいと思います。

次に入らせていただきます。

歳出2款1項9目企画費、自治基本条例研究事業、67ページです。

PR用映像はどのような目的で作成されるのか、またどのような成果を期待されるのかお伺いします。

○滝川健司委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 平成24年度予算案に計上しておりますPR用映像につきましては、自治基本条例の目指す理念やポイントを映像やナレーションで市民の皆さんにもわかりやすく説明し、理解していただく目的で作成するもので、プレ市民総会やその後の説明会などで利用を考えております。PR用映像により、市民だけでなくPTAなどの地域の活動団体、市民活動団体などもまちづくりに対する具体的なイメージを持つことができ、自治基本条例の目指すところの「元気で住み続けられ、世代のリレーができるまちをみんなで作る」という機運や意識が盛り上がるものと期待しております。

以上です。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 せっかくですので、そういうものは各行政区にも見ていただくような機

会は設けられるのかお伺いします。

○滝川健司委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 先ほども述べましたとおり、説明会等で活用することも考えておりますし、そうした機会があればどんどん活用していきたいと思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 そのPR映像はどのような、今内容を聞きましたけれど、時間的にはどの程度の時間のものをイメージされているのか。

○滝川健司委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 PR用映像の映像時間ということですが、現在検討中ですが、余り長いと皆さん見ていただけないということがありますので、現在担当としては10分から15分ぐらいの長さでおさめたいと考えております。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 3款1項3目障害者福祉費、地域生活支援事業、87ページ、地域活動支援センター事業について。

3障害（身体、知的、精神）の方々が日中活動できる場として利用ニーズが高いサービスであるが、需要に応じた事業内容になっているか。また、本予算で充実したサービスは得られるのかお伺いします。

○滝川健司委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 地域活動支援センターは、創作的または生産活動の機会や社会との交流の場を提供する市町村事業でございます。市内では社会福祉協議会に委託をして、西部

福祉会館において創作的活動、入浴、食事等のサービスを提供しております。近隣では豊川市の3事業所に通ってみえるという方もおみえになります。

西部福祉会館の地域活動支援センターですが、23年度より週3回、3日から5日に開設日を増やし、ご利用者の方の要望にこたえてまいりました。現在、21名の契約をいただき、毎日8名から9名の方の利用となっております。重複の障害をお持ちの方も多く、3障害それぞれの障害特性もありますので、それぞれの方の生活ペースに合わせた事業実施ということが大切になっております。障害福祉サービスにつながる家庭と事業所との中間の場としての役割を今後も担ってまいります。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 事業所との中間的な役割ということで、それぞれの障害の人たちのサービスにつながっていったりする大事な事業だと思えますし、またなかなかやはり家に引きこもってしまうような方々が少し社会に触れることで、またその方が地域に出られるということもあります。大事な事業だと思えます。

その中で、この週3日から週5日が変わった。これは利用者の方も多いいということから、そのように23年度は変わったと思うのですが、利用できる対象の方々というのは幅広く、障害も幅広くありますし、また程度も幅広くあるのですが、この方々へこういう地域活動支援センターが社協に委託されて、西部の福祉会館で行われているということに対する周知方法、その辺につきましては徹底されてますでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 それぞれの、議員さんはよくご存じですが、地域自立支援協議会というのがございます。現実的にさまざまな3障害の団体の長の皆様、それから役割分担を

担った事業所の皆さん、それぞれの方がおみえになっている。それから相談員、それから保健所や相談センターです、県の。それらも含めましてきちとした中での広報をしています。

それからもう一つは、専門部会を設けております。そこで今、地域の中で本当にお宅でしかみえない方々、その人たちがどのぐらいみえるのだろうかということを、一生懸命掘り起こしを、保健センターなんかも含めまして進めております。少しでも家の中に閉じこもるということではなくて、まず「レインボー」や「やすらぎ」や「もくせい」に行ける前の段階としての位置付けというのは、とても大切だと思っておりますので、少しでも広報に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 専門部会ということが今あったのですが、済みません、もう少しこのことについて教えてください。

○滝川健司委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 地域自立支援協議会の中に就業等、つまり障害者の方でも就業したい、就業できるような環境を、それからもう一つ、障害者の方の日中の居場所、それこそこの地域活動支援センターでございますが、つまり障害者の方がどこかへ出かけたくても行く場所がない、そういう場所を保障しようという意味で専門部会というのをつくりまして、一方ではいろんな商店主の皆さんにそれぞれビデオをつくって見ていただいて、障害の方でもちゃんと働けるんですよというようなことをご理解をいただく活動をします。一方で日中活動の場をつくらう。それは、別にこの地域活動支援センターだけでなくもいいものですから、さまざまな場面で外へ出ていくというようなことが、そういう場所というものを探そう。お互い、例えば1人じゃなくて2人でもいい。

地域活動支援センターだけではなくて、今は日中一時支援というのがございます、この地域生活支援事業の中で。その中で、この地活になじまない人たちは、例えば「レインボー」さんや「もくせい」さんや「やすらぎ」さんへも一時ではありますが、日中一時というって出ていけるんです。だから、さまざまな形の中で昼間の居場所を障害の中でつくっていきこうという形が、今、地域自立支援協議会の中で議論をされ、また現実的にそういう活動をさせていただいております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 自立支援協議会という行政、事業所、さまざまな専門の方たちが集まって、そこからいろんなサービスにつながっていくということなんですが、この自立支援協議会に上がらない方というのもどうしても見えないところで、特に精神の方とかは多いと思いますが、その辺につきましてはどのように把握してますでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 精神の方は特に難しいです、本質的に。1回、相談員に何かのかかわりでできるといいんですけど、精神に限らず。実際にお宅にずっと、家の中というような形のものが、うつだとかさまざまな形でおりますので、1点だけでは無理だと思います。例えば、地域の見守り活動の中で、実際のところで民生委員さんが「あそこには息子さんがおみえになるよね」みたいな形のところからも含めて、やっぱりネットワークだと思っています。現実論としてさまざまな形の、例えば障害という一辺倒から行ってもだめだし、その地域の中だけでもだめでございますので、いろんなところで花を広げて、それを障害の相談員等につなげていくという形をつくっていききたいと思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 地域福祉の充実にもかな

りつながる活動支援センターだと思います。さまざまな方がみえるということは、そこに対処して居場所をつくっても、そこがある程度行ってよかったというような充実もないと利用者が増えないということにもなるんですが、その辺、障害の適正に合わせた活動の援助というか提供、この辺につきましてはどのように配慮されてますでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 職員自体も、実はこれは生活介護、「レインボー」さんたちだとかいろんなところでやっています。生活介護の基準単価でやっております。そうすると職員は1人、2人、3人ぐらいでいいんです。だけれども、そんなわけにはまいりません。さまざまな3障害の方々がおみえになりますので、実質的には今4名体制でやっております。それは社協自体も、委託を市はしておりますが、社協も地域福祉の推進のためにとということで自分たちでも金を出しています。現実問題として、ここは完結の場ではございませんので、あくまでも家、家庭に戻ったり、それから作業所へ行ったり、それから地域に出たりという真ん中の場所でございますので、ここに専門性というより、ここはまずきちっとした受け入れができるところと理解をしております。その点で、それぞれの職員も含めまして、研修等も含めまして、自立支援協議会の中での位置付けというのがきちっとできてきつつありますので、前向きに今後もしていきたいと思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 この方たちの問題としまして、地域支援活動センターがあるところが社協の老人福祉のいろんな事業とも一緒にやっているということで、どうしても使える人の範囲に限られてきてしまっているとか、時間的な問題とかが出てますが、今回、今年度の事業を行うに当たっては、その辺について

の改善とかは考えてみえますでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 現在、お使いになっている方をちょっと申し上げます。重複障害の方が身障1級、療育A判定の方が3名、身障3級、療育A判定の方が1名、身障3級、療育B、精神2級の方が1人、療育B、精神2級の方が1人、つまり重複障害をお持ちの方は6名です。それから、それ以外に身体障害、知的障害、精神障害、それぞれ1、2級の方が15名。使えるか使えないかということではなくて、例えば現実論として地域活動支援センターではなくて、「レインボー」さんなら「レインボー」さん、「もくせい」さんなら「もくせい」さんのほうがいい方も絶対的にいるんです。それで、「やすらぎ」さんなら「やすらぎ」さんで障害、精神の方でもおみえになります。それで、「やすらぎ」さんに行っていたけれどだめなんで、だめって別に本人さんがだめではないです、つまり合わないんで地域活動支援センターにおみえになる。でもまた、もう一回「やすらぎ」に行きたいなという場所なんです、地活というのは。だから、地活という場所をやっぱりしっかりと支えるような、地域自立支援協議会の中でどういう位置付けというのがちゃんとわかってくれると、障害の連携がここで、「レインボー」さんや「もくせい」さんや「やすらぎ」さんをとれていくと。そういう人たちが一緒にやっていますので、そこへ地域活動支援センターの職員が勉強にもさせてもらってます。そういうことができているということで、何とかいいものにしていきたいとは思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 大変、今話を聞いていまして、潤滑させていく大事な部分になると思います。社協さんも重点目標の中の大事な事業として考えてみえますので、ぜひとも

またその辺で改善できることは改善してやっていっていききたいと思います。

以上です。

○滝川健司委員長 次をお願いします。

○前崎みち子委員 それでは、次をお願いします。

3款2項3目デイサービスセンター費、デイサービスセンター運営事業、95ページ、デイサービスセンター運営事業について。

多くの民間が参入してきている事業だが、市が直営で行う意義は。お伺いいたします。

○滝川健司委員長 森田養護老人ホーム所長。

○森田 孝養護老人ホーム所長 それでは、デイサービス運営事業についてと、次の3款2項4目の居宅介護支援事業、ともに関連しておりますので、あわせて答弁させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、デイサービス運営事業についてお答えさせていただきます。当初、公設で開設した経緯といたしまして、平成6年度に作成いたしました「しんしろ福祉のまちづくり計画」通称「ホワイトプラン」において、市民の日常生活に身近な地域を基本的な福祉サービスエリアとして位置付け、デイサービスを中心とする地域福祉拠点施設整備を行うこととなりました。既存施設のそれぞれ持つ機能を有効活用するために、南部地区のサービス提供施設として養護老人ホームに併設し、中部地区、西部地区エリアの一部も対応しながら事業を展開してきたところであります。

近年、多様な事業主体が福祉サービス分野に参入するなど、高齢者を取り巻く環境が大きく変化しています。公と民の役割分担も進んでおり、効率的な運営が求められる中、施設運営を自治体が担う役割は希薄となり、県内市町村においても直営施設の民営化が顕著になっております。当施設においても、事業運営の弾力的かつ効率化と福祉サービス提供の質の向上を念頭に、養護老人ホーム、デイサービス等、民間移譲や指定管理への検討を

現在行っているところであります。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 検討を行っているということなんですが、現状、今デイサービスの民間の方たちはかなり参入してきていまして、大変この方たちも民間努力をして利用者を集めるということをやっています。最初は南部地区の場所を提供ということで行ったと思うんですが、その辺、他のデイサービスの民間の方たちから、今やっている寿楽荘でのデイサービスについて、さまざまな声が上がっていると思います。その辺につきまして、実際、今検討を行っているということですので、そういうニーズは自分たち公的な行政がやらなければならないということにつきましては、把握はされているということによろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 森田養護老人ホーム所長。

○森田 孝養護老人ホーム所長 南部地区にもほかのデイサービス事業が参入しております。今2カ所ありますけれど、利用者としては、まだまだ二つの事業所があっても十分足りないということかと考えております。ですけれど、今先ほど申し上げたように、何でも公設でやらなければならないという考えではありませんので、そこら辺も含めまして今検討しております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 まだまだ、ニーズが足りないと思われているということなんですが、他のデイサービスの事業所の方たちは、利用者を集めるために送迎をかなりされています。市内全域、南部にあります事業所の方たちも、利用者をきちんと入れないと営業がやっていけないので、送迎につきましては民間努力というか、それぞれの事業所がお金をいただくのではなくて、サービスの中に入れてやっているということなんですが、やっている方たちからお話を聞きますと、この寿楽荘のデイサービスの送迎につきましては範囲を決

めてあるということが聞かれるんですが、この辺につきましてはいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 森田養護老人ホーム所長。

○森田 孝養護老人ホーム所長 特に南部地区だけという限定はしておりません。現在も千郷地区の方も送迎をして事業は行っております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 ということは、デイサービスのところで市内全域がかなり広いので、どこも利用がすぐできるような、利用したいが利用できるという地域ばかりではなくて、かなり旧鳳来の外れたほうとかでは利用したいが利用できないとか、さまざまなことで利用できない方もいるわけですが、これは公的な場所だということですので、今送迎の場所は決めてないということなんです、そうとらえてよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 森田養護老人ホーム所長。

○森田 孝養護老人ホーム所長 特に決めてはおりませんが、先ほど申し上げたように、ホワイトプランで各地域の昔の中学校区を福祉エリアとしておりますので、そこら辺を中心としてやっておるということで、余り遠いところだとやっぱり利用者さんにも負担がかかりますので、近い地域のサービス等を紹介させていただいておるという状態でございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 これは、もう少し民間の方たちがどのような動きでやってみえるかというのを少し調べていただいて、この民間の人たちが市内全域の中を本当に1人でも多くの利用者さんを探すために、結構、新しくつくったところなどはかなり広い範囲から集めてみえます。そういうあたりで、この公平性について言われる方もみえますので、検討しているということですので、ぜひともその辺をしっかりと検討していただいて、民間の方たちが不平と思わないようによろしくお願いいたします。

たします。

続いて、3款2項4目の介護支援費、居宅介護支援運営事業、居宅介護支援運営事業について。

多くの民間が参入してきている事業だが、市が直営で行う意義は。よろしくお願ひします。

○滝川健司委員長 森田養護老人ホーム所長。

○森田 孝養護老人ホーム所長 経過といたしましては、先ほど前半に申し上げましたとおりでございますが、今の居宅介護支援事業もあわせて養護老人ホームのデイサービス、居宅介護支援事業、あわせて同じように民間移譲、または指定管理等を検討しております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今、検討しているということですので、先ほどのデイサービスのことと同じように、やはり民間にできるものは民間にさせていただいて、市としてやらなきゃいけない今回の介護保険でも、大きく地域包括的なことに移行してきちっと予防をやらなければいけないということもありますので、その辺を考えていただいて、なるべく早く検討を進めてください。

以上です。

3款2項5目老人福祉施設費、老人福祉施設管理事業、97ページ、老人福祉センター管理事業について。

類似施設と同様な指定管理料で管理できない要因は。お伺ひします。

○滝川健司委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 類似施設であります長寿課が管理しています、いきいきライフの館と比較させていただきます。いきいきライフの館は、シルバー人材センターが指定管理をしております。これは任意指定をしているわけでございますけれども、新城市いきいきライフの館の設置及び管理に関する条例第5条で、いきいきライフの館の事業をシルバー人

材センターに行わせるため、就労施設をシルバー人材センターに占有させると規定されているためです。事務局が同施設でシルバーの業務を行っております。このため、施設管理をシルバー人材センターに委託していますが、指定管理料に人件費が入っていません。

老人福祉センターにつきましては、収益の上がる事業はしておりませんので、かならず管理には人件費が必要となってまいります。老人福祉センターは老人クラブの拠点施設となっており、各種行事や趣味クラブなどで施設の利用者も多くいます。また、毎日利用できるヘルストロンに通ってくる個人利用の高齢者や、毎週木曜日には入浴設備を稼働させています。老人クラブの指導、育成、センターの管理等を職員2名の体制で、安全を心がけ、安心して利用できるよう到来館者の対応や管理を行っております。人件費以外では、入浴設備もありますので光熱水費が多くかかること、舟着地区のコミュニティセンターの施設ともなっておりますので、夜間休日の管理料も計上しております。

また、いきいきライフの館と比較しますと、施設も大きいこと、それから施設が古いこと、敷地が広いことなどで修繕費、建物の周りの管理、草刈りなどが必要となります。老人クラブの会員が奉仕作業で整備をさせていただいておりますけれども、老人クラブではできない整備の費用も必要となります。

なお、他の指定管理施設と違う点は、受託者が利益の上がる業務を施設内で行っておりませんので、面積案分による費用の負担ができないことも費用がかかる点と思われます。しかし、管理の方法につきましては、適正に管理されております。指定管理料に余剰金が生じた場合は、変更協定によりまして減額をしております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 人件費がいきいきライフ

と比べるとそこに入っているということですが、人件費のほう、ここに働いている人は何人ぐらいみえるのかお伺いいたします。

○滝川健司委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 嘱託職員が2名働いております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 先ほどの説明にありましたが、設置目的が高齢者に対しての健康の増進、それから目的のところに書いてある文章でいきますと、教養の向上等の便宜を総合的に供用し、福祉の充実を図るというようなことがあると思うのですが、この人件費を払っているこの方たちが、こういうような内容の目的に対しての活動もされるということでしょうか。

○滝川健司委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 指導とかありますけれども、老人クラブの指導、育成はありますけれども、教育をすとか研修をすとかということはやっております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 ちょうどこの指定管理の中に、健康の増進とか、そういうような活動をするということは入っていないということでしょうか。

○滝川健司委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 中でヘルストロンとか、そういう器具を使ったり、中で趣味活動、それからその中で行う健康運動、それらの利用をされる方のお世話をするというので、先生をすとかはしてございません。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 この目的の大事な部分のところで言うと、ここは利用者が平成17年から比べますと半分というか、利用者がかなり減ってきています。また、先ほどの老人クラブの加入率もかなり減ってきているんですが、こういう点が実績として考えられて指定管理料に反映するとかいうことは、この設置

協定の中には決められていないのでしょうか。

○滝川健司委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 契約金額ですけれども、18年の契約の決算額なんですけれども1,330万円ほどありました。22年度につきましては1,010万円ほどとなっております、18年度と比べますと76%の契約金額となっております、費用につきましても努力して節約するように努めております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 歳出の3款3項6目保育所費、日本スポーツ振興センター負担金について、ページは103でございます。

毎年というか、昨年度も同額ですけれども、同額の負担金を計上しているんですけれども、その負担金の目的と効果、または成果があるのかお伺いいたします。

○滝川健司委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 日本スポーツ振興センター負担金は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度の掛金でございます。この災害共済給付制度は、日本スポーツ振興センターと学校設置者との災害共済給付契約により、設置者の管理下における負傷や疾病に対する給付と、その負傷や疾病による障害や死亡などの災害につきまして共済制度から給付がされるものでございます。保育園につきましても、この制度の対象施設とされておりますので毎年加入をしておりますのでございます。

掛金につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令に定める児童1人当たりの掛金が375円でございますが、これに児童数を乗じた額となっております。災害共済の請求・給付の状況でございますが、23年度につきまして2月末の時点で18人の児童について請求を行いまして、給付金額は19万3,332円となっております。いずれも保

育中のけがについての給付でございます。保育園におきましては、保育中の事故防止に十分注意しておりますが、万一の場合に備えて、施設設置者に損害賠償責任が発生した場合の特約も付けた契約を行っているところでございます。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 内容は大体わかったんですが、ちょっと教えていただきたいのは、日本スポーツ振興センターというのは独立行政法人と聞いたんですけれども、ここでこういう災害給付業務というのは可能なんですか。そのスポーツセンターは、どういう団体かをもう少し詳しく教えていただきたいのと、先ほど答弁があった児童1人当たり375円というのは、税で賄っていると思うんですけれども、この児童というか園児というか、個人に対する負担というのは特にあるわけですか、ないわけですか、教えてください。

○滝川健司委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 まず、独立行政法人日本スポーツ振興センターでございますが、2003年10月に日本スポーツ振興センター法により設立された文科省の外郭団体ということでございます。その業務内容としまして申し上げましたのは災害共済給付、それからスポーツ振興だとか国立競技場の運営等々の業務があるという団体になっております。

それから、負担の関係でございますが、先ほど375円ということで申し上げましたが、そのうち25円が特約の金額でございますので1人当たりの基本単価が350円、そのうちの今、約3分の2、240円を個々の保護者の方の負担をいただいております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、個々の個人の負担もあるということなんですけれども、この災害給付という形の保険なんですけれども、あくま

でもこれは園内が対象範囲なんですか、それとも例えば、園児を連れて外に行ったときの、散策に出たりなんかしたときのけがとか災害が起きたときも、さっき聞いたらちょっと園の中だけだというような感じを聞いておったんですけれども、学校でいくと教育費の中にもこの日本スポーツセンターがあったんですけど、とりあえず今日は園児で聞くんですけども、あくまで園内、園外を含めて家庭に戻るまでが対象なのかどうかという対象範囲を教えてくださいたいです。

○滝川健司委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 災害給付の対象でございますが、施設の管理下というようなことになっておりますが、今ご質問があったように施設の中は当然ですけれども、園外保育、散策に出たりということも職員の管理下で行っておりますので、そういったものも対象になっております。ただ学校と違うのが、保育園につきましても、保育園までの登降園については保護者の責任で行っていただいておりますので、園に預けられてから園から帰られるまでの時間ということで、その点が学校と若干違うのかと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、荒川修吉委員。

○荒川修吉委員 それでは、歳出3款総括としてページ数が103から105ページです。

保育所、おおぞら園、児童館における防犯対策としての警備業務委託の内容をお伺いします。

○滝川健司委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 予定をしております警備業務の内容につきましてご説明いたします。

警備の範囲でございますが、保育所、おおぞら園及び児童館の職員室には、かぎ付きの書庫に個人情報に関する書類などを保管しております。また、カメラやパソコンなどの備

品も集中しておりますことから、職員室に室内の人の動きを感知するセンサーの設置を予定しております。

センサーを作動させる時間でございますが、平日は職員が施設を施錠して帰宅をしてから翌朝に職員が出勤するまでの間、休日につきましては終日センサーによる防犯監視を行います。万一センサーが感知した場合には、夜間でも警備会社へ自動通報されまして、警備会社から警察や施設管理者等に連絡が入るとともに、警備会社の警備員が当該施設へ駆けつけるということになります。

また、通常の業務の時間中に不審者が施設に侵入してきた場合の対応としまして、職員室内に緊急通報ボタンを設置しまして、ボタンを押すことによりまして警備会社へ緊急通報するという事も予定しております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 荒川修吉委員。

○荒川修吉委員 機種もいろいろとあると思いますけれども、例えば夜になるとライトだけというものもあると思う。多分、写真を撮るとか。今言うと、警備会社へ通報されるというような。例えば写真を撮るとか、そういう装置は付くんですか。

○滝川健司委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 今のところ、まだカメラ等までは予定をしておりません。

○滝川健司委員長 荒川修吉委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 4款3項1目公害対策費、一般公害対策事業、129ページです。

(1) 騒音測定をする地域について。

(2) 自動車騒音常時監視事業の趣旨目的について、以上2点をお伺いします。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 それでは、お答えをします。

自動車騒音常時監視事業につきましては、今まで都道府県知事が行ってきましたが、昨年、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立しまして、その中で騒音規制法が改正され、平成24年度から市の区域については市長が行う法定受託事務となりました。

監視の対象となる地域につきましては、原則2車線以上の国道、県道等に面する地域で、かつ住居等が存在する地域が対象となります。市内に2車線以上の国道、県道は27路線57区間ありますが、その中で交通量が多く、住宅が密集している区間について5カ年計画を作成しまして、毎年2、3区間ずつ測定をしていくこととなります。現在、今まで県が実施してきた道路の状況の変化などを考慮しまして、毎年の区間の合計距離がおおむね同じになるように調整を行っておるところです。

続いて趣旨目的ですが、自動車騒音監視業務の目的は、地域の自動車騒音の状況を経年的に、また系統立てて監視することによりまして、自動車騒音対策を計画的に、また総合的に行うための基礎資料とするもので、全国を通じて継続的に実施されるものです。また、自動車騒音対策の効果等を把握し、自動車騒音公害の未然防止を目的としています。なお、実施に当たっては、環境省の騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準及び自動車騒音常時監視マニュアルに基づき監視を行ってまいります。

以上です。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 市内の2車線以上の国道、あるいは県道、ある程度住宅のある、密集し

ている場所ということで、27路線という話をされたと思うんですけども、今、新東名の建設工事で、国道257号線、それから151号線で大型車両の往来が大変頻繁でして、そういったことも考えて測定場所をされていくというお考えはあるのでしょうか。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 この自動車騒音常時監視につきましては、年間を通じて平均的な状況というものにおいて測定をしていくものです。したがって、道路工事だとか天候といった部分について行っていくものではありません。ただ、新東名につきましては、これが開通する、もしくはその周辺道路が整備される、こういった状況に応じて区域の見直し等を当然行っていくということになってまいります。以上です。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 歳出4款1項9目環境衛生費、エコイノベーション推進事業、119ページ、1点お聞きします。

小水力発電の可能性について調査を行うとのことですが、導入を前提とした調査か。これは、一般質問等で導入するというご回答でした。また、1点だけ、どのような方法で調査を進めるかお伺いします。

○滝川健司委員長 清水環境部長。

○清水良文環境部長 お答えさせていただきます。

本事業は、国が進める地域分散型電源という考え方の一つでありまして、地域にあるエネルギー資源を生かしていこうという考え方の下で実施するものでございます。

具体的には、地域を流れる小河川のエネルギーを利用する小水力、もしくはマイクロ水力などで発電し、利用できる可能性があるかなどについて調査を進めていきたいと考えております。水利権やエネルギー発生場所と使

用場所との距離、利用形態など、導入する場合のさまざまな課題はあると考えておりますけれども、地域の方々と話し合いながら、まずはモデル的な事業を進めていくこともできればと思っております。

なお、調査については、地域の大学との連携をベースに、地元の方たちからの情報収集はもちろん、昨年実施されたプレ市民総会における参加者からの提案なども踏まえながら、実施していきたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** それでは、歳出4款2項4目し尿処理費、周辺環境整備交付金、127ページ、環境整備交付金の必要性とどのような環境整備事業を考えて交付するのか、またその交付先を教えてくださいと思います。

○**滝川健司委員長** 松下生活衛生課長。

○**松下 誠生活衛生課長** それでは、お答えさせていただきます。

この交付金は、昭和37年の清掃センター開設当時、庭野区との取り決めによりまして、施設周辺の隣接世帯を対象としておりました「し尿等の搬入による手数料の免除措置」、これを取りやめさせていただきます、次年度、平成24年度に事業実施されます新城南部地区農業集落排水事業への経費として、地区の生活環境の改善を図るため支出させていただくものでございます。

交付先につきましては、庭野区への支出でございます。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 今、昭和37年の取り決めというお話でしたけれども、今回、農集排の絡みからというか、その辺のあれですけど、昭和37年のときに新城市と庭野区と覚書というか協定、そういうものがあって、ずっと50年近くきて、今になって農集排にということですけど、当時の契約の内容から今回、農

集排に絡んでの支出になってきたのか、その辺の詳細を教えてくださいと思います。

○**滝川健司委員長** 松下生活衛生課長。

○**松下 誠生活衛生課長** まさに施設ができる前、36年当時から建設に当たっての協議の中で、庭野地区と打ち合わせをしながら、その中で施設周辺の世帯に対して相談をいろいろした中で、最終的に庭野地区との契約ということで無料にしますというような取り決めが生きておまして、現在まで続いているということでございます。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** そうしますと、昭和37年に契約されたということなんですけど、約50年近くたっているんですけども、その当時の不快施設をつくるときの庭野区との約束ということは、庭野区全体に交付されるということで捉えていいのか、先ほどは周辺と言われたものですから、庭野区の一部と考えていいのか。先ほど手数料を取りやめた中でということなんですけど、なぜ今ごろ、予算でいうと1,260万円、金額が降って涌いたように出てきた、私どもは不思議で仕方ないんですけども、まず交付先の目的、あくまでも環境整備が目的だということは、お金で渡してやらにしようというか、当時の施設をつくらせてもらうために裏取引というか、そういう思いがあって、今ぐっと涌いてきたのかわかりませんが、1,260万円という交付金を渡す先は、あくまでも庭野区として渡して、庭野区全体の環境整備に使われるということと考えてよろしいんですか。

○**滝川健司委員長** 松下生活衛生課長。

○**松下 誠生活衛生課長** それでは、もう少し詳しく説明したいと思うんですが、始まりからの経緯を申し上げさせていただきますと思います。

建設当時から地元との話し合いの中で、周辺振興策というようなことがありました。申し上げますと、庭野地区で施設建設に当たっ

ては、地区からの各種要望が提起されております。具体的に申し上げますけれども、施設の隣接地への工場誘致による周辺開発ということで、具体的に後藤コンクリさん、あそこへ壁をつくるような形になっております。他には、市道の拡幅、これもやっております。あとは皆様もご承知だと思いますが、県道の歩道設置、集会所の設置助成、そういった項目がございまして、これは順次対応、対策を図ってまいったところでございます。

その要望の一つに、植田組と井ノ口組におけるくみ取り手数料免除、この項目に入っておったということでもあります。それが現在まで、約半世紀にわたって脈々と続いているというような状況でございます。

そんな中、先ほど委員さんからもお話がありました。やはり必要な施設であります。迷惑だとか、不快だとか、そういうような施設であるというふうには認識されがちです。ややもすると、お荷物的に捉われることも無きにしても、やはり施設を衛生的に処理することとか、地域の環境保全、周辺住民の合意形成を図るための方策として、地区との取り決めで施設稼働前から居住しておった、具体的には昭和36年以前であります。隣接の居住世帯に対して免除を行っておるということで、まさにそういう経緯の中で、現在進めております環境整備事業として農業集落排水、この事業計画についてまた議論が出てきたということなんです。その話し合いの中で、手数料免除を廃止するかわりに、センター周辺の下水道充実を図り、生活環境の改善を目的とした内容で、地区との約束事で今回対応させていただくものであります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

ここで、説明員入れかえのため、再開を10時50分とし、休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、歳出5款労働費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 歳出5款1項1目労働諸費、緊急雇用創出基金事業、131ページです。

1点目、農地情報データベース作成事業の事業内容を伺います。また、委託先、委託方法など委託内容を伺います。

2点目、得た農地情報をどう活用する予定なのか伺います。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 まず、事業内容でございますが、市内に点在している水田の状況を踏査するものでございまして、現在、使用いたしております農家基本台帳は登記簿上の地目が元になっておりますが、水田として活用されていないものまで含まれているため、現状を踏査してデータ入力を行い、情報管理を行っていきたくと考えております。

また、委託内容でございますが、現地の踏査及びデータの入力作業でございまして、民間企業で指名競争入札を行っていきたくと考えております。

活用でございますが、優良農地の確保と有効利用の促進、また農業者への農地利用集積の推進に活用することといたしております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 名目が緊急雇用創出基金事業ということですが、民間企業への入札ということですが、入札参加企業の選び方は完璧に一般で選ぶのか、それとも緊急雇用

という目的に沿った選び方をしていくのか、
どうなのでしょう。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 まだそこまでは考えて
おりませんが、一応指名競争入札とし
ていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終
わりました。

次に、2番目の質疑者、菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 それでは、私も同じく歳出
5款1項1目労働諸費、緊急雇用創出基金事
業、農地情報データベース作成委託料、
131ページについてお聞きします。

今、鈴木委員の質問に対する答えで大方の
ことはわかりましたが、今までにも農業関係
のデータベース、耕作者はだれなのか、作付
面積、作付している作物はどうか、耕作
する土地の状況とか、いろいろ調査はして
おると思いますが、今は水田と言われたと思
ったんですが、水田なんか毎年、この農地は
転作だとか、何を作付するよということは
毎年調査していると思うんですが、何か
二重の調査をするのかなという感じがし
ましたので、それを今後の農業振興にど
のように生かしていくためにするの
かをお聞きします。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 現在の農地が森林や
原野化しているなどの農地も多々ござ
います。通常でいきますと非農地とい
う呼び名になっておまして、そういう
農地は赤地と言われておまして、草刈
り等で直ちに耕作することができない
農地を黄地、これは耕作放棄地の関
係なんですけれども、人力や農業機
械等で耕すことができ、直ちに耕作
可能な土地を緑地といいまして、耕
作放棄地に三つの区分分けがされて
おまして、今回は森林・原野化して
いるとか、その色分けしたところを
明確にさせていきたいと考えてお
ります。

職員等でも行うことがなかなか大
変な作業でございまして、今回、離
職を余儀なくされ

た失業者等の雇用の確保にも寄与
いたしまして、調べていきたいと思
っております。

現状が地目で重視されているとい
うことで、実際と全然そぐわない部
分が多々ございますので、今回の調
査で確実なものとして行っていき
たいと思っております。

○滝川健司委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 農業振興にはどの
ように生かしていくかということも
質疑の中で言ったと思うんですが、
それはどうでしょうか。これは農地
として使用が不可能な状態になって
いるから、地目変更を進めるだ
とか、そういういろいろなやり方
があると思うんですが、またそれ
を農地として生かしていくのか、
それにはどのようなことに取り
組んでいけばできるのかという
辺はどうでしょうか。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 現在、その
ような点にしている農地が多々
ありまして、今後守るべき農地
と、そうでない森林化したよ
うな農地を色分けして、守る
べき農地はいろんな手段を交
えながら守っていきたく
と考えております。

○滝川健司委員長 菊地勝昭委員の
質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が
終わりました。

ほかに質疑はありませ
んか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認
めます。

歳出5款労働費の質疑を
終了します。

次に、歳出6款農林水産業費
の質疑に入ります。

最初の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 6款3項2目
林業振興費、森林整備事業、
145ページです。

(1) 森林GISの導入により森
林の状況を把握し、実際に森
林整備の計画策定や推進に反
映されるのはいつであるか。

(2) 電子媒体の地図には森
林関係の情報以外に、どの
ような種類の情報が入力され、

どのような活用の効果が見込めるか。

(3) 森林・林業におけるさまざまな課題の中で、森林マネジメントアドバイザーに特に重点的に取り組んでもらうものをどのように考えているか。

(4) 森林マネジメントアドバイザーの仕事と行政分野の仕事のすみ分けについてどのように考えているか。

以上4点、お願いします。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 それでは、まず1点目でございますが、森林GISが実際に森林整備の推進に反映されるのはいつごろのご質疑でございますが、森林情報には施業履歴など紙ベースのデータが多くございますので、それらを年度内にできる限り入力しまして、来年度、平成25年度4月からの運用を予定しておるところでございます。

2点目でございますが、森林関係の情報以外の活用と効果ということでありますが、森林GISにつきましては森林に関係する台帳の情報、図面情報を一元的に管理するものでありまして、森林関係の情報以外の情報を入力することは想定しておりませんので、よろしくおもしろいと思っております。

3点目でございます。今回のアドバイザーに特に重点的に取り組んでもらうものということでございますが、林業の振興を進めるに当たりましては、何にしても競争力の高い加工流通体制の確保が必要だと考えております。それには木材の流過程をよく理解し、分析し、現在の経済情勢をもあわせた観点からの検討が欠かせないと考えております。ところが、行政側でございますが、そういった観点を持つのが難しい、また把握している情報量につきましても圧倒的に乏しいということがございまして、そういった分野を特に重点的にお願いしたいと考えておるところでございます。

4点目の仕事のすみ分けでございますが、

森林マネジメントアドバイザーにつきましては、森林・林業の抱える課題を解決するための専門的な知識、民間感覚に裏づけされた的確な提案と指示をお願いするものでありまして、行政側はそれを受けて、地域の事業者の方々と連携しまして、市独自の林業施策の制度設計、並びに地域材のネットワークづくりなどの新たな取り組みを実行していきたいと考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 (2) 森林関係以外の情報については入力することは考えていないということだと思いますけれども、新城市の平成24年度の主な事業の抜粋のところに、割と詳しく森林GIS導入の事業について記載してありまして、災害の情報や、例えば独居老人の世帯の家だとか、そういった情報も重ね合わせて入力し、把握することができるということが詳しく記載してあるんですけども、こういうことは視野に入れていないとか、鳥獣害の生息状況だとか、こういう部分についても複合的にこれが活かされていくようなことを視野に入れていないということでしょうか。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 GISにつきましては、地図上にいろんな情報を載せることが可能であります。委員さんが言われましたとおり、特に区長さんから毎年要望をいただいております治山林道の要望箇所であるとか、今回の台風の災害発生箇所等も入力可能でございますので、森林情報ということで、それらについては進捗管理等も図面上に落とせば、わかりやすく位置の確認も可能となりますので、そういった森林関係についてはとりあえず考えておりますが、GIS自体は、先ほど言われましたように、人口密度や高齢者世帯をわかりやすく図面上に載せることも可能となっておりますが、今のところは森林関係以外につきましては、私どもとしては考えてお

りません。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、(3) 森林マネジメントアドバイザーのところですが、先般の補正予算の委員会のときにも、森林整備活動支援事業において施業面積が減ったという、これについての課題は森林施業プランナーの育成が今後の課題であるということを課長もおっしゃったと思うんですけども、このマネジメントアドバイザーの導入によって森林施業プランナーの人材育成にもつながっていくような方向、こういうことを考えているのか伺います。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 今回のアドバイザーにつきましては、特に重点的にとということにつきましては、先ほど申し上げましたとおりであります。それ以外に、先ほども申し上げましたとおり、今のところ、国の施策が大きく転換してございまして、従来でいけば森林整備率といいますか、森林が荒れておるのをできるだけ間伐等してということで、森林整備率に重点が置かれておったわけですが、今後は国の方針として木材自給率50%を掲げておるわけでございます。ということは、木材をいかに出すかというようなことになっていくわけですが、それには集約化施業が必要だと、それには森林プランナーが必要だということになるわけですが、その辺の国の施策も含めた専門的、熟知したアドバイザーをお願いするつもりでありますので、最終的には森林プランナーにもどのような説明、対策が必要かというような助言、指導もお願いしていく予定でございまして。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 歳出6款1項3目農業振興費、奨励農産物推進事業、135ページです。2点お伺いします。

1点目、菌床購入への経費助成により、どのような効果を期待するか。

2点目、おが粉菌はスムーズに調達できるか。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 それでは、1点目の菌床の補助による効果ということでございますが、菌床の生産、栽培も現在本格的に始まりまして、高温障害などで安定した生産、栽培ができないのと、燃料の高騰、菌床の販売価格、施設のリース料も高く、経費を圧迫しているため、菌床しいたけ栽培の経費の安定を図る目的でJA愛知東さんと市で2分の1ずつ、今年度より3カ年間を限度といたしまして補てんをいたしております。農家が同レベルになるように、経営の安定を図れることを期待しているものでございます。

また、2点目のおが粉菌床の調達でございしますが、農林業公社に確認いたしましたところ、問題なく調達できておると聞いております。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 23年度は11万の菌床を予定して、実績があるんですけども、今年度は若干予算が増加して、計算してみると13万株という形になるのではないかと思います。この増加の要因というのは何でしょうか。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 現在11万菌床でございしますが、現在の施設が15万菌床まで可能でございまして、順次生産者を増やしていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 先ほど、おが粉菌はスムーズに調達できるということで、業者の方からお聞きしたんですけど、栃木県から調達をされているということで、調達が困難だというお話もお聞きしたんですけども、ほかにルートが細かい点で出てきたのでしょうか。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 菌床につきましては、

おが粉、種菌、米ぬか、ふすまなど、いろいろなものが混ざり合わさって菌床となります。おが粉につきましては、納品前に放射能検査を受けておりました、問題なしとの報告を受けております。

また、納入先でございますが、埼玉県の新井商店と聞いております。

ただ、消費者側からも報告するよう求められておりました、名古屋の青果市場に対しまして検査結果を報告しております。

○滝川健司委員長 続いてお願いします。

○鈴木眞澄委員 続いて質疑します。

歳出6款3項2目林業振興費、森の未来づくり事業、145ページ。先ほど下江委員からも質疑がございましたけれども、4点ほどお聞きします。

1点目、GISを導入することでどのような効果を期待するか。この点については理解しましたので、取り下げます。

2点目、今後の森づくりにもたらす影響をどのように分析するか。

3点目、森林マネジメントのためのアドバイザー選定はどのような手順で進めるか。

4点目、行政分野と違った専門的部分のフォローを受けることにより、どのような効果を期待するか。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 それでは、2点目でございます。森づくりにもたらす影響でございますが、森林GISにつきましてはデータ管理、資料の作成及び事業実施箇所の選定や、その箇所の計画策定というのが地図上で可能となってまいりますので、わかりやすい情報把握となります。それによりまして、森林資源の効率的な管理が推進できるものと考えておるところでございます。

3点目でございます。アドバイザーの選定はどのような手順で進めるかということですが、今のところ、選定につきましては過去の実績、並びに実務経験などを念頭に置

きまして、大学等の研究機関で該当する人物がいる場合は直接交渉を行いたいと思っておりますが、該当する人物がない場合につきましては、民間のシンクタンク等への業務委託という形を取りたいと考えているところでございます。

4点目でございますが、専門的分野のフォローを受けることによりどのような効果を期待するかということでございますが、森林林業の課題を解決するためには、森林管理から木材流通までの一連の過程を見通せ、民間の経営感覚や市場の仕組みについての知識、柔軟性を持った事業実施案などを持って対応する必要があると考えております。特に製材業、工務店、その他さまざまな民間事業者の方との課題の検討、事業実施などにつきまして連携を取る必要があると思っております。そういった場面でアドバイザーの専門的な知識、民間感覚に裏づけされた的確なアドバイスを得ることで双方の共通理解を容易にして、課題解決へ足並みを揃えて取り組んでいけるものだと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 2点目で、管理ができる体制が整うという形でした。いつも感じるんですけど、管理ができる体制、体制は整ったけれども、先ほど課長からも国の制度が変わって、方向性が利用を目的とした形になるというような答弁だったんですけども、実際にこの管理体制をすることによって、スムーズにそういう方向性に動いていけるのか、確認の意味でお願いします。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 これからの林業政策につきましては、何にしても森林情報が元になるかと思えます。現在、ご存じのとおり、施業図、森林簿等が紙ベースであるわけですが、それが今回GISを導入することによりまして、未施業の森林、いい山ということ、樹種、樹齢等によりわかりやす

く図面等で資料作成が可能になりますので、今まででいきますと、実績等の集計だとかいうのがすべて紙ベースの計算でございましたので、実際にどの辺がというような視覚的な面は考慮する図面等もあるわけではありますが、全体的に一目で見えるようなことはできませんでしたので、その辺の資料に基づきまして、私どもは森づくり会議というものもございしますので、その辺の中では毎年、進捗管理といえますか、来年に対する計画なども森づくり会議の中で検討しておるわけではありますが、そのような場面にわかりやすい資料の提供等によりまして、今まで以上に効率的、実態に即した計画等の作成が可能になると思っております。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 3点目の再質疑ですけれども、先ほど大学の先生とかいう話もございました。アドバイザーを選定する時点で、どうも観点が違っているような感じがしますけれども、先ほどアドバイザーができなかった場合はシンクタンクへ、シンクタンクという意味合いがわかりませんが、その説明と、本当にアドバイザーがただ机上のアドバイザーにならないような選定方法は考えた上でのお考えでしょうか。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 委員おっしゃるとおり、特に森林マネジメントにつきましては人選が重要だと考えております。慎重に行いたいと思っております。

それと、おっしゃるとおり、特に山に本当に精通した方で、山を知っているというか、委員さんもお存じのとおり、年数がたてば木は太くなるということだけではなく、管理が悪ければそれなりの太さというようなことも十分理解しておる方、山の実態に精通しまして、木材業者と協議を重ねてコーディネートできる人物、そして具現化できるという、絵に描いたもちではなくて、実際に具現化でき

なければ意味がありませんので、その辺は十分考慮してまいりたいと思っております。

なお、シンクタンクにつきましては、他市、他県の状況を見ますと、銀行系の研究所、そういうアドバイスをいただいているところも結構ございますので、その辺の実績等も考慮して最終的には考えていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 4点目の再質疑をさせていただきます。

先ほど、いろんな業者の方とかで専門的なフォローを受けるということで答弁していただいたんですけども、これも計画的な感じで進められるのか、どういう連携を取られて、そういう人たちと連携を取っていかれるのかお伺いします。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 まず、考え方でございますが、森林マネジメントを進めるためには、どのようなことをしていきたいかというのをまず提案していただこうと思っておりますので、関係する業者等も含めて、このような形で進めていけばいいのかということも含めて考えておるところであります。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 今のは答弁でなかった。どのような形で連携を取られていくかという考えがあるかどうかという問いです。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 その辺は、山側と事業側、製材業、加工業を含めて、川上と川下と同じ席で情報等を交換しながら、事業側の要望、課題、山側の課題等を踏まえながら連携して、いい方向に持っていきたいということでございます。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 6款1項3目農業振興費、

担い手育成事業、135ページ。

担い手育成総合支援事業について、(1) 青年就農交付金、交付対象、交付基準はどのようになっていますでしょうか。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 この事業は国の支援事業で、今回予算計上したのは経営開始型の交付金でございます。市町村が作成する人・農地プランに位置付けられた原則45歳未満の独立・自営就農者に対しまして、年間150万円を最長で5年間給付されるものでございます。なお、市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合や、所得が250万円以上ある場合は、この支援を受けることができません。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 経営の補助をするということなんですが、これは専業農家に限るのでしょうか。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 専業農家に限ります。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 共同経営をしている場合とか、先ほど250万円の収入がある場合は補助がなくなるということなんですけど、この辺につきまちはいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 共同経営ではなく、あくまでも独立した自営の個人でございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 そうすると、例えば夫婦でやっている場合、これは夫婦で250万円ということと考えられるのか、一人ずつということと考えられるのでしょうか。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 みずから就農者が作成した経営計画がございまして、それに即して農業経営を行っている状態でございます。当然みずからの農地の所有権、もしくは利用権を有していることですか、農業機械、施設も個人の所有、もしくは貸借している状態、

本人名義での生産物を出荷、取引している、本人名義の通帳があつて、売上や経費の支出などの経営収支をみずから通帳等で管理しているというような条件も付されております。

夫婦は別問題と考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 これがどういう方に交付をするのかとか、途中で収入があった場合には切られるとか、さまざまな交付するときの基準があるんですが、この辺の検査等はどこが行うのでしょうか。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 先ほども申し上げましたが、事前に人・農地プランというものを作成いたしますので、それは集落において話し合っていていただくということが位置付けられております。市町村につきましては、その話し合いを受けて原案を作成いたしまして、農業関係機関や農業者の代表で構成するような検討会を開催いたしまして、位置付けをしていくものでございます。当然、その計画につきましては国等へ提出するものでございまして、そこから認可が下りてくるものと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 一つ確認ですけど、今、既に就農されている方でも受けられるのか、新たにこれから就農を考えている経営者に出されるのか、その点についてお伺いします。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 現在行っている方でも、親元で同じものを行うのはだめだということを知っておりまして、新たに違う経営を行う場合は許可されるということになっております。まだ国の情報がそこまで内部にわたっての詳細部分が来ておりませんので、なかなか申し上げることができませんけれども、例えば就農され、個人で営農組織を立ち上げる場合ですとだめだと聞いております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が

終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

中根委員。

○中根正光委員 鈴木眞澄委員の6款3項2目森林振興費、八名地区、ほかの地区にもあるかと思われます財産区などの森林作業ですけども、枝打ちから間伐までの作業をどのようにしていけばよいのか、わからない人がかなりいると思いますが、そのようなことはこの流れの中でどのように対応していくのかお聞きします。

○滝川健司委員長 中根委員、どの質疑の関連でしょうか。

○中根正光委員 例えば、(3)森林アドバイザーはどのような手順で進めるのかということですか。

○滝川健司委員長 このアドバイザーが森林作業についてアドバイスをするようなことも可能かという意味でしょうか。

鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 今回の森林マネジメントの関係につきましては、もちろん健全な森林管理体制の構築の提案もしていただく予定では考えておりますので、もし財産区からそのような要望があれば、財産区のあり方や森林管理の方法ということもその中に含めてまいりたいと考えます。

○滝川健司委員長 もう一度、はっきり答弁をお願いします。

○鈴木富士男森林課長 特に今回につきましては、山の森林管理を、先ほども申しましたように重点的には考えておりませんが、木材流通の絡み、山の需要先といいますか、そういったことを重点的に考えておりますので、森林作業や山側については、今のところ考えておりません。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

森委員。

○森 孝委員 私は、鈴木眞澄委員が質疑しました6款3項2目の林業振興費、森の未来づくり事業、この中の(3)について再度お尋ねしたいと思います。

説明の中ではアドバイザーの選定について、大学の先生やシンクタンクをとというような話であったと思いますが、今、現職を離れた森林のいろんな、山師という言い方があるかどうかわかりませんが、そういった方の中に、高齢で仕事はやっていないんですが、いまだに木材関係の新聞や市場の新聞、そういうものをきっちり調べて、例えば杉材であれば全国でどこの市場に持っていけば値がいいとか、しかも、それをするために運搬費を入れるとどうなるとか、そういったことをつぶさに研究して答えるとか、また森林施業について、売するためには最小限どういうことをしないといけない、切って出すときにはこういうことが必須条件だというようなことを、たまたま知り合いなものですから、雨が降った日に遊びにいくと、いろんな形でアドバイスしていただける。山で立木のままで売る場合でも、その方が検尺したものなら、売買する業者が、その方の検尺なら間違いがないから言い値で買いますと、そういったベテランの方が各地にいると思うんです。現に私の知り合いの中にもそういう方がいるんですけど、そういった方々の長い経験に基づいて、しかも今なお、そういった研究もしていらっしゃるという方も、アドバイザーになられるべき立場の人ではないかと私は思うんですが、そういった方も含めて広い意味でのシンクタンクの活用をしていただくといいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 そういう能力を持った方がお見えになれば、そういうことも含めて考えてまいりたいと思います。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** 7款1項3目観光振興費、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業について、151ページです。

1点目、指定管理委託料が前期と比べて増加した理由を伺います。

2点目、経費節減、市民サービス向上に考慮した点があれば伺います。

○**滝川健司委員長** 原田観光課長。

○**原田哲夫観光課長** 指定管理委託料につきましては、ゆ〜ゆ〜ありいな及び山びこの丘、その二つを一括で管理委託しておりますので、予算ベースにおきましては、ゆ〜ゆ〜ありいな配分額が187万3,620円増えておりますけれども、山びこの丘の配分額は逆に250万3,620円減っております。トータルで63万円減少しているということになります。

なお、施設の科目ごとの予算配分の変更ということで、細かな配分の変更を行いました。その結果、ゆ〜ゆ〜ありいな配分額が相対的に増えたことが要因になっているということになります。

次に、経費削減、市民サービス向上に考慮した点なんです、これは昨年実施しました指定管理の公募、施設管理運営協議会の開催等におきまして経費の節減及び市民サービスの向上につきましては、指定管理者の創意工夫による経営努力をお願いしております。なお、営業時間につきましては、市民サービスに対する指定管理者の経営努力によりまして営業時間の延長等を行っておりますし、特に年末年始の営業につきましては、今年度1月1日に試験実施いたしました。来年度につきましても継続かつ拡大する方向で、現在、市と指定管理者で協議をしております。

また、高齢者や障害者の利便向上と利用促

進のための市内送迎、いわゆるゆ〜ゆ〜バスなんです、路線の変更や時間の変更等、柔軟な運行をはじめ、新規にトレーニング室を利用して市民病院と連携した健康出前講座の開催、幼児向けのプールフロアの設置等、常に市民サービス向上のための方策についても両方で協議を行っております。

○**滝川健司委員長** 鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** 1点目ですけれども、指定管理料はトータルで減ったということですが、その他の配分枠というのがよくわからなかったんですけれども、もう少し具体的に例を挙げて教えてください。

○**滝川健司委員長** 原田観光課長。

○**原田哲夫観光課長** 予算ベースで前年度と比較したんですが、細かな内容と事業が増えたり減ったりしているものですから、確実に言えるというのは、若干水道料が増えたということは、これは管理者にも確認しましたが、言えますが、あとの内容については事業が増えたり減ったりしていますので、どの部分が確実に増えたかというのは言うことができません。

○**滝川健司委員長** 鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** 2点目です。市から6千万円近く投じているわけですけど、市民サービス、地元の湯谷温泉の活性化というのも市民の中の一地域ということですが、それに対して指定管理者等に配慮をこれから検討をお願いしていくようなことがあったのかどうか。先ほど、新規で高齢者、幼児等の事業もあるということですのでございますけれども、今言った地元湯谷温泉の活性化に対する考え方がみたいなものが今回反映されるのかお伺いします。

○**滝川健司委員長** 原田観光課長。

○**原田哲夫観光課長** ゆ〜ゆ〜ありいなと湯谷温泉につきましては、共存できる部分もありますし、場合によっては競争相手にもなり得るものということがございます。ただ、私

どもとしましては、ゆ〜ゆ〜ありいなそのものが全国各地に浸透していないというか、十分にPRができているとは思っておりませんので、ゆ〜ゆ〜ありいなを含む湯谷温泉全体を全国に向けて発信していきたいなど、そういうことを指定管理者にもお願いしたいと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 温泉があればよしという時代は、あちらこちらに競合施設もありまして、過ぎたような気がします。今回の契約期間中、市民、地元への貢献度、そういったものを把握しながら、観光の面もそうですが、次の草稿を見据えていくことが必要だと思うんです。それを指定管理者に3年間すべて任せましたというだけではなく、市としてそれをチェックして、次をどうしようというような検討をしていく、3年弱、そういう期間にしていくべきだと思いますけれども、その辺の市としてのゆ〜ゆ〜ありいな次の段階のあり方、そういったものも指定管理契約期間内に検討していけるのか、その対応を確認します。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 今のゆ〜ゆ〜ありいなにつきましては、よく皆さんから言われる点が、休憩スペース、お風呂から出た後に休むスペースが少ないと、後発の温泉施設がかなり広いスペースを取って、十分に休憩するスペースがある、場合によってはカラオケや飲食を行うスペースがあると、そういった点があります。そういった点、すぐにどうこうということではできませんが、そういった点。それから、当然ゆ〜ゆ〜ありいなが建設以来かなりの年数がたっております。今後施設自体の老朽化、長期的な修繕計画等も含めて、この3年間で市としても検討しますし、指定管理者とも協議していきたいと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 余り広がらないように聞きたいわけですけど、施設の老朽化、検討は当

然必要になりますけれども、それと同時に、市民サービスを含めてゆ〜ゆ〜ありいなの方というものも検討していくべきじゃないかと、指定管理者に任せ切りではなくて、契約期間内に市として検討していくべきじゃないかという、そういったチェックも含めて、その対応を何か考えていければお伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 建設当初の住民の健康増進、スポーツ促進、そういった面のほかに、まだ何か市として役割を担っていけるかどうか、そういったことも含めて検討していきたいと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 7款1項2目商工振興費、商工業等活性化対策事業、149ページ。

小規模事業経営支援事業について、商工会合併支援事業補助金、補助内容、目的、補助基準はどのようになっていますでしょうか。

○滝川健司委員長 古市商工課長。

○古市隆宣商工課長 補助内容、目的、補助基準ということでございますが、内容、目的につきましては、商工会の円滑な合併を支援するための統合に必要な経費としまして、システム統合に要する情報化整備費等に対し補助するものでございます。また、交付基準につきましては、合併に係る対象経費で、事業総額の2分の1以内の補助とし、限度額は100万円としております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 合併の計画ですが、どのような計画になっていますでしょうか。

○滝川健司委員長 古市商工課長。

○古市隆宣商工課長 合併につきましては、昨年12月6日に合併協議会が設置されました。今後、その下に専門部会を設けまして、具体的な協議の後、平成24年7月ごろをめどに新

城市新商工会のスタートをと考えられております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 合併支援事業ということなのですが、今年度7月に合併するということですので、これは今年度で終わりの事業ということになるのでしょうか。

○滝川健司委員長 古市商工課長。

○古市隆宣商工課長 その見込みのとおりでございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山田たつや委員。

○山田たつや委員 歳出7款1項3目観光振興費、観光のまち新城PR事業、149ページ。

(1) 観光のまち新城PR事業の取り組み内容と効果について伺います。

(2) 観光二次交通ニーズ調査委託料の取り組み内容と効果について伺います。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 1問目の観光のまち新城PR事業の取り組み内容と効果ということなのですが、観光客の誘客促進には広報活動は欠かせない要素でありまして、観光のまち新城PR事業につきましては、新聞、雑誌をはじめとした広報媒体を利用した間接宣伝と、市独自に行います観光PR活動及び奥三河広域、東三河広域での観光キャンペーン、愛知県の観光協会と連携したキャンペーン事業を内容としております。

具体的には、ガイドブックやパンフレットの印刷製本費、雑誌や新聞への広告料、産業プロモーション参加や各種キャンペーンにかかる経費が主なものです。今年は新たにシーズン物、春夏、秋冬を通じて市内の観光スポットを紹介したポスター、三遠南信自動車道鳳来峡インターチェンジ周辺の観光リーフレットの作成を予定しております。

効果につきましては、さまざまな観光関係機関や地場産業と連携を図るとともに、自然

環境や歴史文化等、地域資源を生かした新城市の知名度向上、観光イベントなどを通じた直接の新城市への観光客の誘客を図るものがございます。

次に、二次交通の関係なのですが、観光二次交通の検討事業につきましては、今年の1月に立ち上げました新城市観光二次交通検討会議におきまして、二次交通手段を整備することで各観光施設やイベント会場への移動をスムーズにするとともに、観光客へ市内の周遊ルートを提示して、新城市の魅力向上につなげていく効果を期待しております。

具体的な取り組みにつきましては、道路状況や駐車場の位置等の交通事情を的確に把握するとともに、観光路線バス、観光周遊バス、レンタサイクル、レンタカー等、さまざまな交通手段のうち何が新城市に適しているかを検討するとともに、観光拠点となる施設、周遊ルートの検証、できましたら事前の実証実験の実施を行いまして、官民の役割分担による採算性の確保の見きわめ、そんなことに取り組んでいきたいと考えております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 そうしますと、宣伝広告等だとは思いますが、これは観光協会とも共通の事業であるということで理解してよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 観光協会は自由に営業ができるということがありますので、若干のすみ分けはありますけれども、連携してやる事業です。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 先ほどの説明の中で、現在、東三河こどもパスポートというのが進んでいますけれども、これも当然この中に入れて、観光PRになっていくと思いますが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 先ほどの施設のゆ〜ゆ

～ありいなが一部該当施設になっております。そういうものも含めてPRはしていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 2問目の二次交通ですが、先ほどの自転車等の二次交通の調査ということなのですが、これは観光地を周遊したり、今はやりのコミュニティバスとか、新城市でもSバス等があるんですけど、そういうものの利用を考慮して計画されるわけですか。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 当初は身近な関係でレンタサイクルを想定しておったんですが、1回目の委員会を開いたときに、もう少し幅広く考える必要があるということで、Sバス、周遊バス、路線バス、すべてを含めて、その中から考えるということで、若干の方向転換をしております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 では、新東名の新城パーキングエリア、道の駅等も考慮されると思いますけど、そのあたりも新しく検討として考えられておりますでしょうか。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 段階を踏んで順番にやっていきたいと考えておりますので、まず1段階目ではそこまで考えないと思いますが、どちらにしても開通が間近に迫っておりますので、それも含めた検討はせざるを得ないと考えております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 先ほどの鈴木達雄委員の7款1項3目、ゆ～ゆ～ありいな管理運営事業についてですが、モニタリングはきちんと行っているのでしょうか。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 モニタリングにつきましては、指定管理者が行っている部分と市がやっている部分、第三者につきましては、過去に一度やったことがありますけれども、ここ数年はやっておりません。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

この際、暫時休憩します。

午後は1時から再開します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

(荒川委員入場せず)

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 8款4項1目都市計画総務費、都市緑化推進事業、165ページ。

1点目、緑の街並み推進事業の目的、推進方法を伺います。

2点目、緑の街並み推進事業補助金の対象事業、対象者など補助基準を伺います。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 緑の街並み推進事業の目的ですが、市街地等の私有地を対象に緑化を推進することです。推進方法としましては、緑化を進める市民や事業者に対しまして、愛知県が行いますあいち森と緑づくり都市緑化推進事業の補助を活用し、助成を行うことで市街地の良好な緑化推進を図ることです。

本事業の周知につきましては、市のホームページ、広報等を利用してPRを行ってまいります。

2番目の対象事業についてですが、愛知県

の補助対象となります市街化区域内及び市街化調整区域の既存集落内の敷地において行う良好な緑化工事となります。補助基準ですが、延長が50メートル以上の生垣設置、面積が80平方メートル以上の緑化工事で、緑化の対象となりますものは、建物の屋上や壁面、駐車場や空地などです。また、これらの緑化については道路から眺望できること、不特定の人が立ち入って見ることができることなどの要件がありまして、これらの要件を満たすものは工事費の2分の1を助成します。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 1点目の目的のところですが、環境首都創造という新都市でありますので、都市緑化という面でそういった市民活動の輪を広げる、その活動に対して重きを置くような、そういった補助目的、そういったことを考えてみえるのか。

もう一つ、1点目ですが、もともとは県の事業ということですが、新都市の地域性という意味で、新都市らしさ、そういったものを目的の中に考えてみえるのか、その2点を伺います。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 市民の活動に対する補助ということですが、今、対象となりますのは緑化を推進するような企業、もちろん住民の方でもご自宅の敷地を利用して緑化を推進していただければ補助の対象になりますので、両面から対象としたいと考えております。

それから、県の事業で新城らしさということなのですが、これはそもそも原資となりますものは、あいち森と緑づくり税になっておりまして、県内各市町でこの事業を活用して取り組んでおります。もちろん、これまでに新都市も森林の整備といったところにこの事業を活用して進めておりますが、緑化についても他の市町同様、こうした緑化を進めたいという企業、あるいは住民の方がいらっしや

れば、同じように補助を助成できるようにしたいというのが目的ですので、今のところ、新城らしさと言われますと、余りないというのが現状です。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 2点目の補助対象、基準等の関係なんですけれども、緑化といいますと木を植えて、管理して育てていくということで、継続的なことになってくるわけですが、この補助そのものがそういった継続的な、経年的なことに対して後々まで面倒を見るような、そういった事業の性格を持っているのか伺います。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 今のところ、単年の緑化事業に対する補助を考えております。幅広く活用していただいて、市街地の緑化が進んでいくということを想定しております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 県のペースでやる事業だと思えますけれども、植えたり、緑化したり、市で緑化した後もある程度は見守っていくとか、チェックしていくという体制も築かれていくのかどうか伺います。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 これは、基本的には企業の敷地内、あるいは住宅の敷地内で行われる緑化に対する支援として助成していただくものですので、基本的には施行していただいた施行者が継続的に管理をしていただくと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、森孝委員。

○森 孝委員 第23号議案、平成24年度新都市一般会計予算、再出8款2項3目道路新設改良費の中の道の駅整備事業、161ページについてお尋ねします。

奥三河の観光ハブステーションとしての基本コンセプトをどのように位置付け、計画、

推進していくのかお尋ねいたします。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 道の駅の基本コンセプトを奥三河の観光ハブステーションと定めておりますとおり、情報発信の範囲は新城市のみにとどまらず、奥三河全体を視野に入れております。また、情報発信の内容につきましても、お祭りやイベントの情報に加えて、特産品や農産物などを直接販売、紹介するというので、地場の産品を使った料理なども提供するというので、奥三河全体の魅力を複数の媒体を通して紹介できたらと考えております。

現在、国道151号を往来する方、新たに開通する新東名高速道路を利用して、この地域を訪れる方、この地域から遠方へお出かけになる方など、道の駅を利用して情報を得ることができ、また特産品を購入して味わうことのできるハブステーションにしたいと考えております。

飲食・物販部門に関しましては、経営を成功させるための店舗の種別の選定、商品イメージの確立、販売促進戦略に至るまで総合的なプロデュースが重要だと考えております。このため、運営計画の委託に関しましては、価格だけでなく、プロポーザル方式による提案によりまして最適な業者を選定したいと考えております。その後、経営の理念や考え方を確実に詳細設計に反映していきたいと考えております。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 今、お答えいただきましたけれども、奥三河の観光施設の情報発信、これは施策上の問題であって、道の駅とは何ら関係ないというか、施設をつくらなくてもできることだと思えます。今、それをバックアップするために施設をつくるんだというお話だったかと思うんですけども、そういうことになると、施設が利益を生まなくても、逃げ道という言い方はおかしいかもしれませんが、

主たる目的は三河の観光施設の情報発信、それをカバーするために道の駅をつくるというふうに考えられるのですが、その辺についてはいかがお考えですか。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 観光ハブステーションというコンセプトでございまして、情報発信のための施設というのはもちろんなんですが、先ほどもお答えしましたように、地場の産品やお土産、農産物など総合的に情報発信したいと考えております。その中で、観光をPRしていく拠点に加えて、飲食・物販部門については、極めて経営のノウハウが問われるものですから、そこはそれなりのしっかりとした経営感覚を持ったところへお願いして、利益を生んでいただき、利用料を徴収し、その施設の管理を賄いたいというふうに思っております。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 それでは、さらにお伺いしますけれども、この道の駅の経営と運営等の基本的な方針というところを、もう少し細かく教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 まず、基本的には都市計画法の法的な規制もございまして、新城市が建設をいたします。もちろん先ほど言いましたように、奥三河の観光をPRするということについては、それだけで市のものになります。もう一方で飲食・物販の部門につきましては指定管理をお願いして、経営のノウハウをお持ちである企業に経営をお任せして、そこで施設全体の経営を推進したいと思っております。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 今、都市計画法とかいろいろな問題でということを言われましたけれども、この道の駅構想に限らず、新城市は今度新しくインターができます。その周辺をいろいろ

と企業誘致であるとか、道の駅もこの一つですけれども、近い将来に向けて大谷大学の跡地利用ということもあります。あの辺一帯が、今言われたように、都市計画法の中でという、この網掛けを一つ寛大な気持ちで取り払って、あの辺のところを総合的に民間活力も入れて、自由な形で発展させるべきだと私は思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 おっしゃるとおり、新東名インターチェンジの新都市に与えるインパクトというものは相当大的なものがあるというふうに考えておまして、もちろん総合的にそちらの土地利用を展開していくということは当然考えていかなければならないことだと思います。

ただ、都市計画法の区域区分の変更につきましては、いかんせん一ター朝にすぐにはできるというものではありませんので、そうした長期的な展望は図りつつも、今の法規制の中でできる限りチャンスを生かすために、PRの拠点を整備したいと考えているのが現状です。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 今、長期的なというような未来志向の発言があったかと思いますが、私は道の駅を含めて、未来志向できちとした計画を立てて、条件的に非常に制約された現在の予定地、これを最大限に生かせるような、先ほど申しましたが民営活力も入れて、そういうような形でもっとゆっくりと、26年度に限定せずに、もっとゆっくりと考えていく必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 今回の都市計画課の考えとしましては、専門家に委託をお願いしているわけなんですけれども、交通量、商圈なども勘案しまして、商業のポテンシャルは高いというふうに認識しておまして、26年

については新東名が開通いたしますし、従来の国道の交通量もそれなりにあるということで、奥三河の情報発信をしていく上では、その開通に合わせて営業を開始するというのが一番いい選択であると、今は考えております。

新たに新東名を利用して、この地域に訪れる方が最初に訪れるインターの取り付け道路のところに情報発信の拠点があるということを最初から認識していただいて、さらにリピーターとなって利用していただくということが最良であろうと考えております。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 ただいま、道の駅のことについていろいろお伺いしたんですけれども、この事業は平成22年度からの継続で、予定地も既に1億3千万円余、22年度の決算が出ていますが、23年度の決算ができませんので余という言葉を使わせていただきますけど、また設計委託料、測量設計、施設設計等にも既に1,100万円相当のお金、当初予算や決算でそういった数字が出ております。

しかし、議会に対する説明という、年が変わりましたので、昨年9月に旧委員会で少し絵を持ってきて説明された。今回、一般質問で具体的な説明があって、その後、急遽委員長の要請で昨日、また絵を持ってきて委員に説明していただいた。それ以外、議会全体には全然説明がされていないわけです。というのは、後先になるかもわかりませんが、この予算は将来にわたって施設をつくるということ、全体予算で4億、5億というような金額になる可能性があるわけです。今回、そういった説明がされていない中で、もう既に工事に入っていくような予算まで組み込んだわけなんです。今、説明をすると、もっともな説明をしていただきましたが、担当課にそれだけの準備と心構えがあるのでしたら、なぜ議員全体にそういった説明をしなかったのか、その辺についてお伺いいたします。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 ご指摘のように、議員の皆さんに情報提供をこれまでしてこなかったということは十分認識しておりまして、深く反省しているところなんですけれども、昨日のイメージパースをお見せしたことにつきましては、委員も言われましたように、確か10月だったと思いますが、旧の委員の皆さんにお示した時点でいろんなご意見をいただきまして、それを我々なりに判断して、盛り込むところは盛り込んだものをお示しておりますので、まだ中途の状況であったというふうに我々も理解しておりましたので、経済建設委員の方のみにお示した状態になっておるといのが現状です。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 そういったご配慮は十分理解できるんですけれども、先ほども申しましたように、この事業は今年度の予算が通過したら、もう一部建設に着手していくわけなんです。そういう経過を辿ってくると、議会が口を挟む余地もなく、当然と3億、4億、その辺も私どもはまだ知らないんですけれども、想像するに4億、5億というような金額がそのままスムーズに通さざるを得ないというような環境になると思うんですが、せつかく委員会にそこまで配慮いただくのでしたら、なぜ議会にもっと早く詳しい説明ができなかったのか、お願いします。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 それは反省しております、過去においては、引き戻すことはできませんので、これからの私のスタンスとして、おっしゃるとおり、いろんな場面で情報を提供させていただくことでお許しいただきたいと思いますが、来年度の計画としましては、まず先ほども言いましたように、運営が商業ベースで成り立つのかどうかというところが一番重要になってまいりますので、詳細設計や工事関係を並行して進めるつもりはありません。プロデュースのプロポーザルを

最初にやりまして、その中で応募していただいた何社かの中で確信を持ち、次の段階として、それを設計に反映していきたいと思っておりますので、各段階において今後は情報を提供させていただきたいと思っております。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 説明の内容とお気持ちはよくわかるんですけれども、そういうふうな考えでしたら、できれば今回の事業の内容を運営計画総合プロデュース経費とその他の経費、施設の造成とそういったものに分けて、後出しのほうはだらだらと知らない間に、これは今までの例で今後はわかりませんが、今までの例でいくと、こういう形で来ている予算が議会の知らない間に手をつけられて、どんどん進んでいくというような事例があったように思われるので、この辺は予算を分けるというわけにはいかないですか。どうでしょうか。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 予算立てはプロデュースの予算とその他の予算は分かれておりますので、執行を別々にすることは可能でございますので、とりあえずプロデュースの部分を進めさせていただいて、その時点で皆さま方に結果をお知らせする、可能でしたらプロポーザルの選定にも加わっていただければ、なおのことよくご理解いただけるのではないかと思いますので、そうしたことも含めて、そういうスケジュール立てでいかせていただきたいと思っております。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 くだいようですけれども、私は昨日の委員会、委員長を除いて各委員の考え方からならして見て、道の駅をつくるに当たっては、何も26年度の開通にこだわる必要はないんじゃないかという意見は大半だった、このことについてはお答えは要りません。ただ、議事録に残していただきたいと思っておりますので発言させていただきますけれども、何か

言い残しがあれば言っていただいても結構ですが、私は26年の開通に合わせて、急いで道の駅をつくる必要はない。ただし、今の予算の下段の部分の駐車場とトイレ、トイレを引くということは水道工事が要ります、こういったものは26年度に合わせてもよろしいのですが、施設建設については何も急いで26年の開通に合わせる必要はないということをお伝えして終わります。

○**滝川健司委員長** 森孝委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山田たつや委員。

○**山田たつや委員** 歳出8款4項1目都市計画総務費、住生活基本計画策定事業、住生活基本計画策定業務委託料、163ページ。

基本計画策定による効果について伺います。

○**滝川健司委員長** 松本都市計画課長。

○**松本博也都市計画課長** お答えします。

住生活基本計画ですが、本市における住宅の需給状況や住環境の変化、各地域におけます住生活の特性などを把握しまして、今後、本市が進める住宅政策に関する指針を定めるもので、いわば住宅政策の根幹とも言える計画となります。

この計画を策定することで、住宅ニーズや住生活の課題に即した住宅政策を計画的かつ総合的に進めることができます。一方で、実態にそぐわない住宅の供給、効率的でない住宅関連事業を改め、効率的に事業を進めることができることも効果と言えます。

住生活基本計画の策定に当たりましては、市民を含めた策定委員会を設置するとともに、住宅に関するアンケート調査などから住宅政策において優先的に取り組む施策の洗い出し、真に必要な事業を集約した計画にしたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 山田たつや委員。

○**山田たつや委員** 国の計画の中にたくさん項目がありまして、新城市は大都会ではないですが、この基本計画になるところで業務委

託の中から選んでいくかと思うんですけれども、業務委託するというのは、どういうところに委託して、どのような結果を踏まえたことを考えておられるのでしょうか。

○**滝川健司委員長** 松本都市計画課長。

○**松本博也都市計画課長** 業務委託をする委託先ですが、これはアンケートなどが中心になりますので、そういったところに長けたところを競争入札によって選定していきたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 山田たつや委員。

○**山田たつや委員** そうしますと、豊かな住生活の実現とあったのですが、これは個人の家を対象、または公共住宅やそういう建物等についてだと思うんですけど、それは特に決めておりませんかでしょうか。

○**滝川健司委員長** 松本都市計画課長。

○**松本博也都市計画課長** この計画については、新城市の住生活に関する基本的な方針になりますから、公共で整備すべき市営住宅等のみにとどまらず、各民間で開発される住宅、あるいは個人でお持ちの住宅もかかわります。その中には、都市計画課で進めております耐震診断、改修なども含めていくように考えております。

○**滝川健司委員長** 山田たつや委員。

○**山田たつや委員** そうしますと、アンケートの結果調査、その他から、例えば現在制約がかかって家が建てられない地域も新城市に多くありますが、そういうことに対しての回答から、県でも考えていただけるような市の考えを提出していただくことも考えられますでしょうか。

○**滝川健司委員長** 松本都市計画課長。

○**松本博也都市計画課長** 県の考えといいますと、先ほどの区域区分といった問題でよろしいでしょうか。

この計画の上位にきます計画については、もちろん総合計画、あるいは都市計画マスタープランがございまして、それとの整合を図

りつつ計画されていきますので、住生活基本計画のみの単独の変更ということは難しい面がありますので、総合的に計画されるものだと思っております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 次に行きます。

歳出8款4項1目都市計画総務費、都市計画費、都市緑化推進事業、163ページ。

事業実施による効果について伺います。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 この都市緑化推進事業、緑の街並み推進事業ですが、愛知県のあいち森と緑事業の補助メニューの一つです。民間が行う優良な緑化工事に対しまして、事業費の2分の1を助成するものです。県内の多くの市町がこの事業に取り組んでおりますので、本市の住民や市内企業の中で緑化に取り組もうとお考えのところがあれば、近隣自治体同様、本市でも助成が受けられることとなります。

ご自宅の施設を緑化していただくことや、工場内での緑化を進めていただくことで、あいち森と緑づくり事業のその他の事業であります森林整備、地元材の活用などの施策とあわせまして、森と緑に関する総合的な施策が展開でき、潤いある市街地が形成されることが効果だと考えます。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 そうしますと、鈴木達雄議員の説明で大体わかっておったんですが、並木とかの木ということだと、古い木がまちの中に残っていたりすると、これを計画で買い取るとか、そういう具体的なことも可能なんですか。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 古い木の買い取りは、補助の要綱を定めまして推進していくわけなんですけど、先ほど言いましたように、いろいろな制約がございまして、例えば生垣ですと50メートルの延長が必要であったり、緑

化については80平方メートルの工事が必要という要件がございまして、単品の古木の買い取りということは対象外です。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 次に行きます。

歳出8款4項2目都市公園費、都市公園等管理事業、165ページ。

事業実施による効果について伺います。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 都市公園管理事業は、市内の各所に設置してあります都市公園や緑地を適正に管理するために必要となるものです。公園を適正に管理することは、住民に潤いと安らぎを与えますので、それが効果だというふうに考えます。

公園の遊具につきましては安全に、またトイレについては快適に使用していただくため、定期的な清掃や点検は必要です。とりわけ遊具につきましては、屋外に設置されておりますことから、雨による腐食、経年変化によりまして器具の劣化などが起こりまして安全性の低下が心配されます。子どもたちに安全で安心して利用してもらうために、定期的な点検は欠かせません。また、トイレにつきましても浄化槽などの法定点検をはじめ、保険にも加入しまして、予期せぬ損害に備えております。

こうした管理が公園などの施設を良好に保ち、市民に安全で快適に利用していただくことで効果が発揮されるものと考えております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 都市公園事業を調べたところ、「市町村が都市緑化法に基づき緑の基本計画を策定し、その中で都市公園の整備方針を定めた場合には、緑の基本計画に即して都市計画を整備することとされている」とあります。野田城大橋の下の公園の件ですが、一般の市民の方も大変興味がありますが、前回質問がありました101年計画、このことが今回のところで消えてしまったんじゃないか

と、これは契約をやめてしまったという声もありますが、この件についていかがでしょうか。

○**滝川健司委員長** 松本都市計画課長。

○**松本博也都市計画課長** ご指摘のように、平成23年度予算については単独で野田城大橋付近河川敷公園整備事業という名目で予算を取らせていただいております。しかし、ご質問でも指摘がありましたように、事業内容については公園用地の賃借料の支払いのみということになっておりましたので、内容に即した予算項目であります公園等の管理事業に含ませていただいたというのが実情です。

今後の方針についてですが、市としましては、このまま長期にわたって利用しないまま賃借料を払い続けるということは、貴重な予算を効率的に使うという観点からしますと大変難しい面がありますので、この公園利用につきましては地権者と地元の方との協議が必要であると思っております。したがって、今年の3月に地権者の方にお集まりいただいて協議をする場を設けるよう計画しているところです。

○**滝川健司委員長** 山田たつや委員。

○**山田たつや委員** そういう回答が出るということは、協議して地権者、地元の方、区長さんをはじめ、いろいろ検討をされていくということですので、これは公園をつくるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○**滝川健司委員長** 松本都市計画課長。

○**松本博也都市計画課長** 今考えておりますのは、先ほども言いましたように、ずっと使用料を払い続けるということは難しいであろうということをお伝えしまして、選択肢としては二つあると思っております。本当に公園が市として必要であれば、進入路も含んだ形で整備が可能であれば、そういう方向で購入ということも考えなければならぬと思っておりますが、ただいままで支払った賃借料については考慮していただきたいというふうに、私は思

っております。

もう一つは、進入路の状況が許さず、使用が見込まれないということであれば、お返しするというのも選択肢の中に含めてお話をしたいと思いますが、これは一方的に新城市がお返ししますということではできませんので、実情を真摯に説明する以外にはないのかなと思っております。

○**滝川健司委員長** 山田たつや委員。

○**山田たつや委員** その計画というのは、来年度ということでしょうか。

○**滝川健司委員長** 松本都市計画課長。

○**松本博也都市計画課長** できる限り速やかに方向性は出したいと思うのですが、とりあえずは3月にお集まりいただいた中で市の考えをお示ししたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 山田たつや委員。

○**山田たつや委員** 次に行きます。

歳出8款4項3目震災対策費、震災診断事業、165ページ。

事業実施による効果について伺います。

○**滝川健司委員長** 松本都市計画課長。

○**松本博也都市計画課長** 耐震診断事業につきましては、この地域に非常に高い確率で発生すると言われております大規模地震に備えまして、お住まいの住宅の耐震性がどの程度のものかを確認していただき、必要な耐震改修工事を施工していただくことがねらいです。

耐震診断については、木造住宅を毎年100件程度を無料で実施しておりますが、その後の耐震改修については、工事費が高額になることなどから、なかなか結び付かない状況でした。しかし、平成23年度は昨年の東日本における大規模な地震の発生によりまして、地震に備えることの重要性が改めて見直されたこと、また国の緊急支援事業によって改修費補助が従来の60万円から90万円に拡充されたことなどもありまして、例年の倍以上の申し込みをいただきました。

新年度におきましても、実績を踏まえた予

算を計上させていただいております。本事業によりまして、ご自宅の耐震性を確認するとともに、必要な耐震改修工事を施工していただくことで、とうとい命と貴重な財産を守ることが効果があると考えます。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 耐震診断後、耐震に対する改修促進ということと理解してよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 実績を申し上げますと、平成22年は100件無料の耐震診断を受けていただいて、改修を施工していただいたところは5件ありましたが、先ほども言いましたように、補助金が拡充されたことによって、平成23年度については10件、倍になったわけで、これは今年度も補助金を継続するという意味で推進したいと思っております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 対象となるものは、法人、個人、建物等についてはどういったものが当てはまるのでしょうか。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 これは基本的には個人の住宅で、しかも制約としては昭和56年5月以前の建築物ということになっておりまして、就寝の部屋が含まれていることというような制約があります。木造の場合ですけれども、なぜかと言いますと、この建築基準法の改正がございまして、昭和56年6月からは新しい法律の下で建築されましたので、それなりに耐震能力は高いと判断されておりまして、それ以前の建物については倒壊の危険が高いということもあって、それが対象になっております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 対象が個人ですけど、これはアパート等は対象に入りませんか。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 アパートについて

は、木造住宅で共同住宅の耐震診断に対する補助というのはありますが、現在、改修についての補助というものはございません。

○滝川健司委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、歳出9款1項2目非常備消防費、人件費、171ページ。

消防団員に対する報酬は、各個人口座に振り込まれているのでしょうか。

○滝川健司委員長 宮部消防総務課長。

○宮部憲蔵消防総務課長 人件費の消防団員報酬の振込先ではありますが、平成16年度から各個人の口座へ前期・後期に分け、年2回振り込んでおります。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 団員報酬の個人口座への振り込みまでに至る経緯については、消防の担当課でもご苦労があって、こうした形にさせていただいたとは十分理解しておりますが、私のところにも時々、うちの旦那は団員報酬をもらっているのかとか、これは本署にもよくかかってくることなんでしょうが、団員の嫁にわからない銭があるのがいいというのは、その気持ちもわからなくもないですが、やはり団員にきちんと、わずかばかりの報酬ではありますが、きちんと団員の方にももらっているということを伝えたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 宮部消防総務課長。

○宮部憲蔵消防総務課長 現在、振り込んでおりますように、しっかりと団の会議等で周知をしていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

ねいたします。

経費の内訳によると、講座開催経費が13万7千円で、その他の経費が30万2千円となっています。30名程度の予定で講座を開くようですが、その内容はどのようにするのかお尋ねします。

また、その他の経費30万2千円の消耗品の内容、これについては通告した後に予算の細部資料を各会派に1冊ずついただきまして確認しましたので、答えていただいてもどちらでも結構です。お願いします。

○滝川健司委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 養成講座の内容につきましては、現在検討中でございますが、新城市の防災対策や災害時におけるボランティアの役割などの講演、また防災ボランティア支援センターの設置運営に関する演習などを取り入れまして、予定では2日間にわたって開催したいと予定しております。

開催時期につきましては、なるべく早い時期にやりたいと思っておりますが、7月から8月ごろにかけて、また講座内容の検討や講師の選定、派遣などで新城市社会福祉協議会や愛知県社会福祉協議会などと連携して計画を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 講座の内容につきましては、これから検討されるということですので、一言お伺いいたしますけれども、せんだっての代表質問の答弁の中で、市長自身から「災害発生時には、あらゆる公共施設が対応する公共参加」というような発言があったかと思えます。今回、講座を開くに当たって、せっかく講師の方をお招きするわけでありませうから、講座を受講する一般市民プラス、職員の皆さんもすぐおるわけです。やはり職員の皆さんがそういう講座を受ける機会が一つでも多くなれば、市全体のレベルアップ、防災に対するレベルアップが図れると

思うんです。そういう講座に市役所の職員の方が、多分、日曜日とか土曜日に行われると思いますが、それに進んで参加するということは通常は職務柄あり得ないこと、これは私も理解しますけれども、やはり講座を受けるのであれば、職員の方も率先して講座を受けるような計画をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 職員がボランティアコーディネーターの養成講座に出ていただくということは、これは積極的に参加していただきたいと思っておりますが、コーディネーターの講座に合わせて職員の参加を呼びかけるといって、会場の人数とかいうこともございますので、職員の研修については24年度中にそのような内容も含めて検討してまいりたいと思っております。

○滝川健司委員長 森孝委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、10款6項1目保健体育総務費、DOS地域再生事業、197ページでございます。

新城ラリー開催支援委託料における増額要因は、関連サブイベントの開催とのことですが、事業内容はどのようなものでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目スポーツ課長。

○夏目昌宏スポーツ課長 お答えいたします。

新城ラリー開催支援委託料は、DOS地域再生事業のうち180万円を予定してございます。内訳は、PR活動などに係るラリー開催支援委託料80万円と、ラリーコースとなります林道や農道の落石、崩落除去、視界を損な

う倒木や雑草の除去などコースの安全確保対策のためのコース整備費用100万円を予定しております。

平成23年度当初予算におきましては、ラリー開催支援委託料80万円ございました。その後、9月補正におきましてラリーコース整備費用100万円の増額補正をお願いし、合計として180万円とさせていただいたところでございます。平成24年度につきましては、当初からラリー開催支援委託料にラリーコース整備費用も含めて180万円を予定しております。前年度のトータルと比較いたしますと増減はございません。

また、ラリー当日のサブイベントといたしましては、ラリーカーによるデモ走行、ラリーカー同乗体験、トークショー、サイン会、企業や飲食店関係のブースの設置などを考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 それは従来どおりの開催ということで理解してもよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目スポーツ課長。

○夏目昌宏スポーツ課長 今おっしゃったとおりで、従来どおりの予定をしております。ただ、サブイベント等につきましては、年度が変わりましてから支援委員会等でいろいろ詰めてまいりますので、今の段階では23年度同様で進めていこうと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 歳出10款5項2目文化振興費、地域文化広場管理事業、191ページです。

平成23年度の当初予算に対してアップした要因と用途は、お願いします。

○滝川健司委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 地域文化広場管理事業費の496万1千円の増額要因といたしまして

は、指定管理委託料の中の文化会館大・小ホール舞台照明設備機器及び舞台音響設備機器の保守点検の費用が主なものでございます。

大・小ホールの照明、音響設備機器は平成22年度に全面的な改修工事を行いまして、平成23年度につきましては、1年間のメーカー保証期間であったため予算計上していませんでしたが、24年度からは保証期間が切れますので、ホールを常に円滑に支障なく安全に利用していただくため、平成22年度以前と同様に保守点検を実施するための費用でございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 保守点検費用ということで増額分をお聞きしたんですけれども、その保守点検を年何回実施して、その見積もりのアップした部分、恐らく指定管理費の中で組み込まれてくると思うんですけれども、実際に実施する段階で法的な根拠がなければ、23年度は機器の更新でその間は必要なかったということならば、もう少し精査すべきではないかというか、見積書をそのまま採用するのではなくて、実施する段階で24年度に点検内容の回数と対価とする支払う金額の内容を教えてくださいませんか。

○滝川健司委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 点検につきましては、舞台照明と舞台音響なんですけれども、照明機器が年2回、音響機器が年1回の点検を行います。内容としましては、機器の精密点検、動作点検等でございます。

委員ご指摘の、法令で定めはございませんけれども、地域文化広場は、先ほど申し上げましたように、貸し館でもございますので、安全に利用していただくためには保守点検は必要であると考えております。

なお、東三4市の類似施設においても、この保守点検は毎年1回から2回実施していることを確認させていただいております。

それから、保守点検、これから実際の予算

をいただいてからですが、実質契約する段階では、複数業者等を選定しまして、経費を削減するよう指定管理者に依頼してまいりたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 続きまして、歳出10款5項2目文化振興費、図書館事業、同じく191ページでございます。

これも同じように指定管理費の費用がアップしております。その要因と用途をお願いいたします。

○**滝川健司委員長** 小石生涯学習課長。

○**小石清人生涯学習課長** お答えさせていただきます。

アップしました主な要因と用途につきましては、3点ほどございます。

まず1点目でございますけれども、図書館の図書の貸出や蔵書管理をしております現行の図書館システムが現在7年目を迎えており、修繕等が必要となった場合に部品の調達等が困難となることから、平成24年度において図書館システムの更新を予定しております。更新に当たって、当初の導入作業等に係る費用につきましては、予算書(2)の図書館システム更新事業として計上しておりますが、各年ごとにかかる機器のリース料、保守点検料等はこれまでどおり指定管理料に含み、支出することを考えております。現在のシステムは、基本リース期間の5年を超えており、再リース契約ということになっておりますので、リース料が通常よりも低額であることから、更新の場合の差分が大きく、増額となっております。

2点目ですけれども、新城図書館の市民の利用増進を図るためということで、平成22年度から図書館まつりということで8月に開催しておるところでございますが、これまで市民ボランティアの手づくりの図書館まつりということでやっておりますけれども、その内容を拡充するために経費を増額ということで

計上させていただいております。

3点目でございますけれども、指定管理料のうちの諸経費に係る部分でございます。諸経費は指定管理者の事務局に係る経費のことでございますけれども、指定管理者が受託する各事業費に、これまでは案分して計上されておりますが、平成24年度から市施設の保守点検等に係る事業、51事業が市へ戻ってくる、市の直営になるということに伴いまして、事務局経費につきましては51事業以外の施設で賄うことになるものですから、その辺で増額ということで表れてきたものでございます。

以上です。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 3点の内容を大体理解したんですけれども、最後の指定管理費の諸経費、恐らく人件費になるだろうと思うんですけど、以前計算したときは直接費に対して7%ぐらいが諸経費だったと思うんですけど、今回人件費に当たる部分になる諸経費ですけど、何%を見込んでおるんですか。

○**滝川健司委員長** 小石生涯学習課長。

○**小石清人生涯学習課長** この人件費がパーセントということで計算されておられません。諸経費というのが事務局に係る経費、事業ごとにそれぞれ人が割り振られて、施設等についておるんですが、事務局については諸経費という謳い方をされております。事務局の経費というのが、人件費と消耗品等の事務費に分かれるわけなんですけれども、事務局の人件費が、こちらに入られる理事の方の理事報酬、事務局の職員というのは事務局長、その下に局長補佐という係長的な存在になるんですけど、その方がみえて、その下に直接事務を担当する者ということで、平成23年度は3名です。ですので、人間的には5名になります。それらの給料や職員手当等、社会保険料等の共済費等が含まれてきます。それらが人件費になります。

事務費ということで、事務局に係る消耗品、

自動車も持っておりますので燃料費、保険料、そういったもろもろを集めたものが諸経費という謳われ方で、個々の事業に案分して分けておるということになっておりまして、パーセンテージでは表現されておられません。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 昨年までは3人で、新年度は5人、2人増えるということで、この増額部分が約300万円ぐらい、これの費用というのが主には人件費プラス事務所経費、消耗品等だと思うんですけど、正規の職員、パートやアルバイトとは違う理事という職員です。これに係る費用を、指定管理の中でパーセンテージはないということですけども、諸経費の中からそういう人件費を出すべきものなのかどうか疑わしいとは思いますが、新年度も2人増員して新しい図書館利用増進を図るためにどうしても必要だということで、そういう考え方でよろしいですか。

○滝川健司委員長 小石生涯学習課長。

○小石清人生涯学習課長 この経緯については、指定管理者の全体のご説明させていただかないとわからないところなんです。増員ではなくて、指定管理者は平成23年度は21人体制になっております。51事業が今度なくなるということで、51事業に平成23年度で主に携わっている者が2名おるといことです。24年度は、今年度をもって退職される方もありますので、そういった方を補充せずに、現在の21名から19人体制ということで、管理者全体としては2名減員で行われるということです。先ほど言いましたように、諸経費という謳い方がいいか悪いかは別としまして、話を戻しますが、事務局が23年度は5人、事務局長、局長補佐、担当者3名の5名ということでお話ししたかと思うんですけど、その事務局のうちの担当者2名が51事業に携わっておったと。24年度からは51事業がなくなりますので、事務局は3人になるんですが、事務局3人と理事の報酬、事務局の消耗品費等、

これを24年度に行う事業に案分するんですが、23年度は51事業があったものですから、事務局の経費を割る分母が大きかったんですけれども、概略事業で言いますと、24年度に残る事業と23年度をもってなくなる51事業というのは、事業費が大体半分ぐらいの事業規模なんです。これで事務局に係る経費を案分しておったんですけど、事務局に係る経費が23年度と比べて24年度で半分に減れば、影響はどこにも出てこないんですけども、事務局が5人のうち2人は事業がなくなるので減らしますけれども、事務局として必要な局長、局長補佐、担当者は1人になりますが、必要な人数というのがあるものですから、それに係る経費を24年度に残る事業がすべて諸経費を持つことになるものですから、指定管理者に係る経費は減額にはなるんですけど、その辺で持つ分が多少増えるということで、増額ということでございます。

わかりにくい説明で申しわけないですが、以上でございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 わかりました。

ただ一点、最後にお聞きしたいんですけども、24年度もそういう方々というのは市のOBの方がほとんどですか。

○滝川健司委員長 小石生涯学習課長。

○小石清人生涯学習課長 私が答えていいのかわかりませんが、聞いている中では事務局長、局長補佐はOBの方で、担当者はプロパーの方と聞いております。

○滝川健司委員長 先ほどの小石生涯学習課長の説明はわかりにくい部分がありましたので、後ほど資料として配付して理解していただくように委員長からお願いいたしますので、よろしくお願ひします。

加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。
歳出10款教育費の質疑を終了します。
以上で第23号議案の質疑を終了します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第23号議案を採決します。
本議案は原案のとおり可決することに異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。
よって、第23号議案は原案のとおり可決す
べきものと決定しました。

~~~~~  
次に、第24号議案 平成24年度新城市国民  
健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 第24号議案 平成24年度  
新城市国民健康保険事業特別会計予算、歳出  
8款保健事業費、国保、27ページ。

12月議会において、税率改正に対して持続  
可能な保険制度の確立を目指して保健指導や  
予防活動をより一層推進するよう附帯決議が  
出されたが、本予算にどのように反映されて  
いるのかお伺いします。

○**滝川健司委員長** 今泉市民保険課長。

○**今泉訓行市民保険課長** 保健指導や予防活  
動により一層推進するよう附帯決議が行われ  
たことによる予算への反映ではありますが、特  
定健康診査事業における医療費分析のための  
健康管理システムソフトの経費を計上するほ  
か、被保険者健康診査事業や健康教育事業を  
継続して実施してまいります。

健康診査事業では、医療機関個別健診と未  
受診者の受診機会確保のため、集団健診を計  
画しております。保健指導では、特定健診結  
果に基づき、保健師による保健指導を実施し、

早い段階で生活習慣を見直し、改善できるよ  
う指導することで疾病の重症化を防いでまい  
ります。また、健康教室事業では、ヨガ、男  
のボディメイク教室など5教室を計画し、運  
動不足の解消やメタボリック対策、生活習慣  
の見直し、改善など、自分自身の健康への関  
心を高めるための動機付けとして実施してま  
いります。

持続可能な保険制度の確立に向けて、収納  
率の向上、医療費の適正化、保健事業推進、  
疾病分類統計を活用した医療費分析などに  
ついて保健師との連携の強化を図り、体制を確  
立するとともに、安定化に向けて取り組んで  
まいります。

以上です。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 今、説明のあったこと、  
前からやられていたこともいろいろあると思  
うんですが、取り立てて、昨年度から強化し  
ていきたいという点につきましては、今言わ  
れた中でどの点でしょうか。

○**滝川健司委員長** 今泉市民保険課長。

○**今泉訓行市民保険課長** 特定健診につつま  
して、後期高齢者支援金に加算減算が予定さ  
れております。この後期高齢者の加算減算に  
つきましては、平成24年度の特定健診の受診  
率が大きく左右されるものでございます。こ  
の受診率につきましては、県下の平均、国の  
平均を上回っているわけですが、さらに引き  
上げる必要がございます。そのために、特定  
健診は特に重点を置いて実施し、そこでさら  
に保健指導へつなげ、疾病予防の防止策を強  
化してまいりたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 受診率を上げまして、保  
健指導ですが、ここはかなり大事になってく  
ると思うのですが、この点につきましてはど  
のように見直しをしていく予定でしょうか。

○**滝川健司委員長** 今泉市民保険課長。

○**今泉訓行市民保険課長** 特定保健指導につ



きましては、現在、保健センターの保健師との連携によりまして、毎年、指導対象者につきまして実施をしているところでございます。年間にしまして、積極的支援、動機付け支援と合わせますと約100名ぐらいの指導になってきておりますが、今後、保健センターとの連携をさらに強化するとともに、こうした指導対象者については保健師を動員して指導を強化してまいりたいと思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 保健センターとの連携というのは、大変いいことだと思います。そこで100名の方を積極的指導ということなんです、この方たちの指導というのは具体的にどのような指導をしてみえるのでしょうか。

○滝川健司委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 具体的に指導内容を把握しておりません。後ほどお答えさせていただきます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 私はちょうど保健指導をしているところに出会ったことがあるんですが、保健センターの管理栄養士と保健師が揃って各家を回ってみえるというのを、お聞きしましたところ、23年度から始めたというようなことを言われていて、大変ご苦労の中で、こういうことはかなり地道なことなんですけど、効果もあるように思います。

先ほどの話の中に、特定疾病、新城市は糖尿病の患者さんが多いということが、県下でもかなり上にランクされているということがありますが、この特定疾病の中の糖尿病の患者さんについての指導については、どのようにされているのでしょうか。

○滝川健司委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 新城市におきましては、生活習慣病の中で糖尿病が非常に高い位置を示しております。これは事実でございます。

これにつきましても、保健師で食事指導、軽い運動療法、いろいろ実施しているわけなんです、内容的には保健師でないと答えられない部分がありまして、申しわけないのですが、その辺につきましても生活習慣病ということで、今後、医療費分析を含めまして、その対策を保健センターとの連携を深めて実施してまいりたいと思っております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 新城に対策研究会が立ち上がったというのをこの前の発表会でお聞きしました。それには市民病院との連携も入っていました。ぜひどんどんその辺を進めていっていただいて、糖尿病の対策を進めていただきたいと思っております。

○滝川健司委員長 赤谷健康医療部長。

○赤谷政明健康医療部長 ただいま前崎委員から、市における糖尿病に特化した研究会が立ち上がったということで、ちょうど平成23年の2月から、事の発端は市民病院の看護部長さんからお話がありました。今まで、前崎委員が盛んに言われる連携、そういったことが非常に大事だということを改めて認識したところでございますので、今回初めて市民病院、新城保健所、私ども健康課、分析等に当たりましては市民保険課等々のメンバーで、この地域に特化した糖尿病にまずスポットを当てて、その予防のために何をなすべきか、保健、予防、医療の関係者の中で協議を1年間ぐらいかけてやっているところで、大分この地域に明るい専門の先生にもご教授いただきながら、最終的には医療費の削減につながるような取り組みがいかんしてできるかということで、既に8回か9回、そうした会議をしておりますけれども、次年度に向けて詰めておる段階でございますので、こうした医療費削減は今日やって明日結果が出るというのが一番いいのですが、なかなかそういった状況ではございませんけれども、粘り強く疾病の分析もしながら、最終的な目標に向かって、

それぞれ連携しながら取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○滝川健司委員長 暫時休憩とします。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時29分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 先ほど個別指導の内容につきまして、後ほどお答えさせていただきますというご答弁をさせていただきました。その個別指導につきまして説明させていただきます。

保健センターの保健師と管理栄養士によりまして、個別相談、グループ相談、運動教室、栄養教室、こういった相談教室等を実施しまして、1人20分から40分、こういう教室で指導を行ってまいります。個別相談につきましては80名ぐらい、家庭訪問につきましては20名ぐらいが過去の実績になっております。

そうした指導をした後、それまでには個別に指導を受けた内容を実践していただきまして、6カ月後に評価を行うわけですが、その評価として体重、腹囲、BMI、メタボの度合いについて判定していきます。そこで基準内であればよろしいのですが、それを超えますとその後の指導も続けていくという指導内容でございます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第24号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第24号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

第25号議案 平成24年度新城市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第25号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第25号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

第26号議案 平成24年度新城市介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 第26号議案 平成24年度新城市介護保険事業特別会計予算、歳出3款地域支援事業費、21ページ。

介護保険料の負担が大きくなることへの対策として、被保険者が要介護状態となることを予防する事業、要介護状態となった場合の自立支援をする事業の充実は重要な課題とな

る。事業内容は十分と言えるかお伺いします。

○滝川健司委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 高齢者の方が要介護状態となることを予防する事業を地域支援事業の中で介護予防事業を実施しております。

転倒予防教室につきましては、新城、鳳来、作手の保健センターにおきまして、それぞれ10回ほどを予定しております。また、介護予防を目的としてミニデイサービス事業を市内37カ所で実施してまいります。今後もミニデイサービス事業実施箇所数を増やしていくように、リーダーの育成にも努めてまいります。

その他、認知症の予防教室、配食サービス、健康相談、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業などを実施します。これらの事業は、自立支援、介護予防として重要な事業と認識しております。

全事業を見ますと、中には充実したい事業もありますので、今後、各事業とも一つ一つ問題点を洗い出して、高齢者のニーズに応じたサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今のお答えの中の、今後充実させたい事業というのは、どのような事業を評価の中でしているのでしょうか。

○滝川健司委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 配食サービス事業ですけれども、一部の地域で対応できない地域がありますので、配食方法についてボランティア、または委託などの対策について考えてまいりたいと思いますけれども、作手地区につきましては23年度までは一つの事業所でやっていただいておりますけれども、24年度からもう一つの事業所もやっていただけるということで、作手につきましては2カ所の事業所が参加となりました。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今回の介護保険料の負担

が大きくなって、介護保険の見直しを全体的にされた一つの重要施策は、地域包括ケアシステムの充実というか、地域包括ケアを充実させていくということが予防においても大事なこととなるんですが、地域包括支援センターと介護支援センター、それも含まれた運営事業費は、予防事業の中でも大きく占めるわけですが、この辺の新城市の特色としましては、それぞれの中学校区にランチとしての介護支援センターを置くというのが一つの特色で、きめ細かな支援をしていくということになっているのですが、この辺につきましては来年度に向けて、介護支援センターの今の役割を評価していくようなことを何か考えられていますでしょうか。

○滝川健司委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 市内に地域包括支援センターが1カ所6人体制で全市内を把握しておりまして、その下にランチとして中学校区6カ所に在宅介護支援センターが配置されております。この在宅介護支援センターは、開設当初から地域に密着した活動をして、訪問活動などを行っておりますので、今後もこの活動については今までどおり、しっかりと地域に密着して、高齢者の訪問、情報提供などをしていくように考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今までどおりという話もありましたが、今回改定によりまして、要支援1と2、今までは各居宅のところに割り当てたいなものがあったんですが、今回、地域包括的に考えますと、予防から考えると、最初の段階の人たちをきちんと介護支援センターでプラン等を計画して、ここでしっかりと地域の中の人たちを把握して、予防していくように考えられればと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 介護予防プランにつき

ましては、在宅介護支援センターではなく事業所でケアプランを作成して、1ケアマネ当たり8人未満という形でやっていただいているんですけども、これが撤廃されて、何人でもいいというようなことができたんですけども、新城市では事業所に対して余り無理は言えませんので、今までどおりの内容でいきたいと考えております。

ケアプラン作成につきましては、在宅ではなく事業所で行っておりますので、在宅は今までどおりの活動をお願いしていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 事業所で介護度の低い方たちのプランをとということなんですけど、その辺無理を言わないよという言葉がありましたけど、プランに対して入ってくる収入がかなり低いということもあります。収入は低いのですが、この方たちをしっかりとそこで食いとめるためには、どうしても大事なプラン作成にもなってくると思いますので、新城市におきましては介護支援センターが各中学校できめ細かな地域把握をしているということもありますので、介護支援センターの役割というところでそういうところも加えていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 佐宗長寿課長。

○佐宗常治長寿課長 介護予防プランはケアマネがつくらなければなりませんので、各事業所が担当しております。在宅介護支援センターは高齢者の実態把握をして、その台帳を持っているということですので、ケアプランの台帳と在宅で持っている台帳とは別なものとなっておりますので、ご理解をお願いします。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 介護支援センターの役割をしっかりと考えていただいて、地域包括的なケアを充実させていただきたいと思っております。

先ほど配食サービスが行き届かないところがあるので充実させていきたいということで、お願いいたします。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第26号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第26号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~  
第27号議案 平成24年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算から第31号議案 平成24年度新城市地域下水道事業特別会計予算までの5議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本5議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本5議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第27号議案から第31号議案までの5議案を一括して採決します。

本5議案は原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第27号議案から第31号議案までの5議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~  
第32号議案 平成24年度新城市宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木眞澄委員。

○**鈴木眞澄委員** 第32号議案 平成24年度新城市宅地造成事業特別会計予算、歳出1款1項1目一般管理費、宅地販売促進事業、11ページ。

1点目、長者平団地2区画の奨励効果への見込みをどう分析しているか。

2点目、従前の土地取得者への対応策はあるのかお伺いします。

○**滝川健司委員長** 小澤作手地域振興課長。

○**小澤竜史作手地域振興課長** お答えいたします。

若者定住促進奨励金200万円につきましては、少子高齢化が進行しております作手地区におきまして若者定住の促進を図るため、長者平団地分譲地を購入し、入居時に義務教育終了前の子どもを養育する家族か、奨励金の交付申請時点におきまして夫または妻が35歳以下の夫婦が分譲地に定住する場合に、1家族または1夫婦につき100万円を交付するものでございます。

2区画の奨励効果の見込みをどう分析しているかということでございますけれども、21年度から本年度までの3カ年の販売状況では、9区画の契約のうち、申し込み時点におきまして20歳代が1区画、40歳代が2区画、50歳代が2区画、60歳代が3区画、70歳以上が1区画となっており、今回の奨励金に該当する方は1件という状況でございます。この奨励金事業によりまして、若者夫婦や子育て世代の作手地区への定住と分譲地の販売、両

面の促進を図りたいと考えているところでございます。

2問目でございますけれども、従前の土地所有者への対応策はあるかとのことでございますけれども、この奨励金につきましては6年間で人口減少率が高い作手地区において、若者の定住対策の一環として平成24年度から5カ年の期間限定で奨励金制度を導入するものでございますので、従前の土地所有者の方々への対応策は今のところございませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○**滝川健司委員長** 鈴木眞澄委員。

○**鈴木眞澄委員** ありがとうございます。

1件が対象ということで、ホームページを見ますと、なかなか飯田線の駅から車で25分だけで、豊田とか岡崎ということが掲載されておられません。一つは周知をするのに、この事業を推進する上でも必要ではないかと思えます。周知の仕方をもっと細かくやっていく必要も感じるんですけど、その点についてはどうでしょうか。

○**滝川健司委員長** 小澤作手地域振興課長。

○**小澤竜史作手地域振興課長** 現在までもいろんな部分でPRはさせていただいております。今回、新しい報奨金制度も始まる予定でございますので、この奨励金制度についてもPRしていくということでございまして、PRの方法といたしましては、今委員おっしゃったとおりホームページですとか、道の駅に見えるお客様を対象に、そこでPR活動を現在もやっておりますけれども、実施していきたいと考えております。それから、チラシの作成等を行い、それについてもPRしていくということで、より若い方をターゲットにした販売PRをしていきたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 鈴木眞澄委員。

○**鈴木眞澄委員** この事業は単年度事業ではないと思うんですけども、下山にテストコ

ース場ができるという、数年後にはそういう話も出てきております。豊田や岡崎、隣接地域にもいろんな角度で発信をして、出かけて行ってアピールをすることも、宅地販売を促進する上でも大きな形ではないかと思っておりますけれども、この点についてはどうでしょうか。

○滝川健司委員長 小澤作手地域振興課長。

○小澤竜史作手地域振興課長 今おっしゃったとおり、作手地区は地理的な関係で、今までの販売実績を見ましても、西三河、東三河との比較でございますけれども、長者平団地におきましては西三河が約56%、東三河が40%、その他が4%というような割合で実績がございます。こういった観点で西三河に重点的にPRしていくということも検討はしておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 もう一点だけ確認させていただきたいのですが、1戸に100万円という形の報奨金を出されるということなんですけれども、今までの報奨金の支給にあるんですけど、土地の販売契約時の収入印紙代にとか、登記時の登録販売に相当する額を奨励金として交付するという、それも今までと同じ形でされるという認識でいいでしょうか。

○滝川健司委員長 小澤作手地域振興課長。

○小澤竜史作手地域振興課長 委員おっしゃるとおりで、今までどおり進めてまいります。以上です。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 歳出2款1項1目市債償還事業、11ページでございます。

市債償還が平成24年度末に期限が来ると聞いていますけれども、すべて償還可能かということでございます。

○滝川健司委員長 小澤作手地域振興課長。

○小澤竜史作手地域振興課長 お答えいたします。

宅地造成事業に係ります地域開発事業債につきましては、平成14年度に借り入れした元金7千万円の市債の現在の残高でございますけれども、4,593万9千円でございます。平成24年度末に償還期限になっております。この償還をもちまして、町並形成事業のために借り入れいたしました市債につきましては、すべて完済となります。平成24年度予算におきましては、分譲地の販売収入でございます財産収入を2千万円としておりまして、その不足しております2,593万9千円を一般会計から繰入金としてお願いしております。

長者平団地につきましては、現在、22区画の未販売地と売却済みの25区画分として総額2億3,374万6千円を販売いたしました。平成24年度におきましては、若者定住のための奨励金事業も導入いたしますので、分譲地の販売をより促進いたしまして、販売収入の増収に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 市債が今年度末に残り4,590万余と言われましたけれども、そうしましたら、本来なら24年度中に全部売らぐらいの気持ちで、起債を完済するぐらいの気持ちで予算を私は立てるべきではないかと思うんですけれども、今回の24年度予算を見ますと2千万円、約2筆、その中の2筆を売っても200万円が消えて、実は1,800万円しか入らない。なおかつ、一般管理費で600万円、800万円という経費がかかってくるということになると、どうしても一般会計から一時借り入れをしないといけないということになります。

要は、私が質疑の中で聞きたいことは、最後の起債償還の4,590万円ぐらいは完済するぐらいの予算措置を本来すべきではないかと

思うんですけど、その点についてはどうい  
うお考えですか。

○**滝川健司委員長** 小澤作手地域振興課長。

○**小澤竜史作手地域振興課長** 確かに、委員  
のおっしゃることにつきましては十分理解さ  
せていただき、私の中では奨励金の力を借り  
て、未販売地の購入について、より一層PR  
を進め、事業を進めていきたいというところ  
でございますので、そういうつもりで課員と  
もども頑張ってまいりたいと決意を新たにし  
ておるところでございます。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** もちろん頑張っていたい  
で、市債の償還を完済していただきたいんで  
すけれども、私の聞き方が悪かったかもしれ  
ませんが、当初予算で一般会計からも3千万  
円の借り入れをしますと、不動産売り払い収  
入は2千万円という、もともとの予算を組み  
立てるときの考えが甘いのではないかという  
ことで、その辺の考え方と、当然24年度に全  
部売っていただくのが当たり前の話なんです  
けれども、もう一度、その辺の当初予算の組  
み方の考え方を教えてください。

○**滝川健司委員長** 小澤作手地域振興課長。

○**小澤竜史作手地域振興課長** この予算を組  
む段階での話をさせていただきますと、当初、  
奨励金事業につきましては、これはいわゆる  
定住対策でございましたので、一般会計でこ  
の部分を実施するというような話で進んでお  
ったのでございますが、この辺のところは私  
どもの事務の進めぐあいのところで情報交換  
が行き届きなところがございます、宅地  
造成で2区画を奨励金なしのところの販売し、  
奨励金の力を借りて2区画というような計画  
をしておりました。そういった部分で後から  
特別会計に組み込むような形になってしま  
いましたので、宅地造成で区画販売が2区画、  
奨励金の分が200万円というところで組み  
まして、足りないところを一般会計にお願  
いしたという経緯がございます、こういう状

況でございます。

ですから、このところを職員の、先ほど申  
上げた意欲で何とか埋めてまいりたいとい  
う努力をしていくところでご理解いただき  
たいと思います。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員の質疑が終  
りました。

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第32号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議  
はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第32号議案は原案のとおり可決す  
べきものと決定しました。

~~~~~

第33号議案 平成24年度新城市千郷財産区
特別会計予算から第56号議案 平成24年度新
城市工業用水道事業会計予算までの24議案を
一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本24議案の質疑については通告がありませ
んので、質疑を終了します。

これより本24議案を一括して討論を行いま
す。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第33号議案から第56号議案までの
24議案を一括して採決します。

本24議案は原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第33号議案から第56号議案までの24議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○滝川健司委員長 小石生涯学習課長。

○小石清人生涯学習課長 先ほどの一般会計予算の中の最後の図書館事業、加藤委員からのご質疑の中で、最後の平成24年度の職員体制についての答弁について訂正をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 許可します。

○小石清人生涯学習課長 最後のご質疑で、24年度体制で事務局の職員は職員OBになるのかどうかというお話の中で、平成23年度が事務局長と局長補佐が職員OB、担当3名がプロパーというところが平成23年度です。

24年度の体制は、担当職員2名がなくなるという話を聞いていたものですから、私の思い込みで、そのまま24年度に移ると勝手に思い込んで答弁させていただきましたが、実際の平成24年度の職員がOBなのか、プロパーなのかまでは承知していないということで、訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○滝川健司委員長 以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、すべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時01分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 滝川健司